

第2次秋田市地域福祉計画掲載事業の取組最終評価および平成25年度上半期取組状況について

別紙1

基本目標1 地域福祉を担うづくり
 施策1 福祉意識の向上

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
福祉教育の推進	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。	学校教育課	学校訪問指導等を通して、障がいの有無や年齢差に関わらず、共に生きる社会のあり方を考える学習の推進を奨励しました。各校では、車いす体験、高齢者疑似体験、祖父母を招待しての学校行事や授業参観のほか、特別支援学校、特別支援学級との交流や共同学習等に取り組みました。	B	学校訪問指導等を通して、障がいの有無や年齢差に関わらず、共に生きる社会のあり方を考える学習の推進を奨励しました。各校では、祖父母を招待しての学校行事や授業参観のほか、特別支援学校、特別支援学級との交流や共同学習等に取り組みました。	学校訪問指導等を通して、障がいの有無に関わらず、高齢者子どもも、男性も女性も助け合い、共に生きる社会のあり方を考える学習の推進を奨励しました。各校では、祖父母を招待しての学校行事や授業参観のほか、特別支援学校、特別支援学級との交流や共同学習等に取り組みました。	学校訪問指導等を通して、「共生」のあり方を考える学習の推進を奨励しました。各校では、車いす体験、高齢者疑似体験などを実施したほか、福祉施設の訪問、学校行事への招待などによる交流活動に取り組みました。	指導主事の学校訪問指導を通して、地域の高齢者や障がい者、幼児等との交流活動とともに、「共生」のあり方を考える学習の推進を奨励しました。	指導主事の学校訪問指導を通して、地域の高齢者や障がい者、幼児等との交流活動とともに、「共生」のあり方を考える学習の推進を奨励しました。
家族や地域の絆づくりの推進	「家族・地域の絆づくり行動計画(平成20年度策定)」をもとに、施策、事業を展開することにより、人と人とのつながりを深め、家族・地域の絆づくりの一層の浸透を図り、市民活動の実践に結びつけていくよう努めます。	市民協働・地域分権推進課	フォーラムや映画上映会、コンサートを通じて絆づくりの大切さをPRし、広く市民の意識醸成に取り組みました。また、小学生を対象に「絆の学習」を実施し、家族や地域の絆づくりの大切さについて浸透を図りました。	B	飯島小学校など3校で、小学生に絆づくりの大切さを伝える「絆の学習」を開催し、家族や地域の絆づくりの大切さについて浸透を図りました。	絆づくりに役立つ「ハートフル絆映画」上映会の開催、小学生に絆づくりの大切さを伝える「絆の学習」の実施のほか、新規に「絆のコンサート」を開催し、家族や地域の絆づくりの大切さについて浸透を図りました。	絆づくりに役立つ「ハートフル絆映画」上映会を開催しました。さらに小学生に絆づくりの大切さを伝える「絆の学習」を開催し、家族や地域の絆づくりの大切さについて浸透を図りました。	内閣府、秋田県と共同で「家族の日」フォーラムを開催しました。また、絆づくりに役立つ「ハートフル絆映画」上映会を開催しました。さらに、小学生に絆づくりの大切さを伝える「絆の学習」を開催しました。	家族・地域の絆づくりフォーラムやハートフル絆映画上映会を開催し、また、伝承あそびふれあい体験などの市民活動を応援し、絆づくり意識の向上を図りました。
男女共生社会の推進	「男女共生社会」についての意識が、これまで以上に市民の日常生活に広く浸透し、実際の行動に現れるよう意識啓発および実践的取組を進め、男女共生社会から市民共生社会へとつながるよう努めます。	市民協働・地域分権推進課	男女共生に関するフォーラムや各種団体への出張講座を開催したほか、定期的な情報発信による男女共生の意識醸成に取り組みました。また、「男女共生社会」への市民行動計画を平成24年度に改定し、目標と施策・事業のつながりを明確にし、着実に推進するための体制づくりを図りました。その進捗を適正に管理するとともに、県や関係団体との連携による効果的な事業展開を検討します。	B	「第23回男女共生フォーラム」の開催に向けて、実行委員会を立ち上げ準備作業を進めるとともに、ネットワークニュース等による情報発信や新たに街頭啓発活動を行い、男女共生意識の浸透を図りました。	フォーラムや出張講座の開催、情報配信などにより、男女共生意識についての浸透を図るとともに、男女共生推進の基本計画である「秋田市男女共生社会」への市民行動計画」の改定を行いました。	第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画の進捗を適正に管理するとともに、「第21回男女共生フォーラム」や「出張講座」などを開催したほか、情報配信を定期的に行い、男女共生意識の浸透を図りました。	第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画の進捗状況管理を適正に行うとともに、「第20回男女共生フォーラム」や「出張講座」などを開催したほか、情報配信を定期的に行い、男女共生意識の浸透を図りました。	第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画の進捗状況管理を適正に行うとともに、「第20回しあわせ実感男女フォーラム」や「出張講座」などを開催したほか、情報配信を定期的に行い、男女共生意識の浸透を図りました。

<p>地域福祉・地域福祉活動のPR</p>	<p>地域福祉の理念の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。</p>	<p>地域福祉推進室</p>	<p>第2次秋田市地域福祉計画やその重点事業の内容を、広報あきた、広報番組、市ホームページで紹介したほか、重点事業の内容について、リーフレットを作成し、各地区の連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員等に配布し、地域福祉活動の促進に努めました。また、地域福祉推進関係者連絡会や各地区の説明会、地区ワークショップなどにおいて、重点事業の内容やその実践事例を紹介し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>	<p>B</p>	<p>秋田市災害時要援護者避難支援プランの内容や重点事業の取組等について、地区説明会での紹介に加え、市ホームページなど各種広報媒体を活用し、地域福祉活動のPRに努めました。また、地域福祉計画重点事業をPRするため、災害に備えた地域づくり等に関するリーフレットを、民生委員、地区社会福祉協議会、連合町内会等に配布し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者避難支援プランの内容や重点事業の取組等について、地区説明会や地域福祉推進関係者連絡会等での紹介に加え、広報あきたへの記事掲載など各種広報媒体を活用し、地域福祉活動のPRに努めました。また、地域福祉計画重点事業をPRするため、災害に備えた地域づくりおよび高齢者の孤立予防に関するリーフレットを、民生委員、地区社会福祉協議会、連合町内会等に配布し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者避難支援プランの内容や取組等について、地域福祉推進関係者連絡会等でDVDなどを活用して紹介し、地域福祉活動のPRに努めました。また、第2次秋田市地域福祉計画重点事業をPRするため、災害に備えた地域づくりおよび高齢者の孤立予防に関するリーフレットを、民生委員、地区社会福祉協議会、連合町内会等に配布し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者避難支援プランの内容等について広報あきた（4月16日号）に掲載し、地域福祉活動のPRに努めました。また、第2次秋田市地域福祉計画重点事業をPRするため、災害に備えた地域づくりおよび高齢者の孤立予防に関するリーフレットを作成、民生委員、地区社会福祉協議会、連合町内会等に配布し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>	<p>第2次秋田市地域福祉計画の内容や地域における地域福祉活動等について広報あきた（8月10日号、11月20日号）に掲載し、地域福祉の理念等の普及に努めました。また、7地区（飯島、土崎、泉、築山、新屋、新屋勝平、土北手）で行われた地区ワークショップの内容をかわらばんとしてまとめ、地域福祉推進関係者連絡会で情報提供するとともに、秋田市ホームページで紹介し、地域福祉活動の促進を図りました。</p>
-----------------------	--	----------------	---	----------	---	---	---	---	--

施策2 担い手の育成

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員が地域社会において住民の立場に立って活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する活動支援を継続して行います。	地域福祉推進室	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、時宜を得たテーマで民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催しました。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催するにあたり、市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。今後も民生委員・児童委員が住民の立場に立って地域活動の複雑化に対応しながら活動できるように、活動支援を継続して行っていきます。	B	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催の予定です。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催の予定です。市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、「誰もが安心して暮らせるコミュニティづくり」や「相談支援事業について」をテーマとする民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催しました。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催しました。市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、「個人情報保護の理念と取扱いルールについて」をテーマとする民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催しました。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催しました。市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、「地域福祉における民生児童委員の関わりについて」をテーマとする民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催しました。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催しました。市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。	民生委員が取り組む活動の参考となるよう、岩手・宮城内陸地震における取組についてをテーマとする民生委員・児童委員合同研修会を秋田市民生児童委員協議会と共催で開催しました。また、地区民生児童委員協議会が東西南北中央の各ブロックでブロック研修会を開催しました。市は開催経費を補助し、民生委員・児童委員活動を支援しました。
福祉協力員活動の促進	地域ボランティアとして秋田市社会福祉協議会が設置を呼びかけている福祉協力員の活動を促進します。	地域福祉推進室	市はふれあいのまちづくり事業を秋田市社会福祉協議会に委託し、福祉協力員活動の促進を図りました。市社会福祉協議会では、地域福祉活動の推進のため、町内会単位の福祉協力員の設置を推進し、各地区の福祉協力員が見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行っています。市内全38地区、全町内会での福祉協力員設置が課題となっています。 ※24年度末、36地区1,397人（20年度35地区1,370人）	B	市はふれあいのまちづくり事業を秋田市社会福祉協議会に委託し、福祉協力員活動の促進を図りました。秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、町内会単位の福祉協力員の設置を進め、36地区で福祉協力員が設置され見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行っています。	市はふれあいのまちづくり事業を秋田市社会福祉協議会に委託し、福祉協力員活動の促進を図りました。秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、町内会単位の福祉協力員の設置を推進し、36地区1,397人の福祉協力員が見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行いました。	市はふれあいのまちづくり事業を秋田市社会福祉協議会に委託し、福祉協力員活動の促進を図りました。秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、町内会単位の福祉協力員の設置を推進し、35地区1,407人の福祉協力員が見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行いました。市は上記の活動に補助金を支出し、福祉協力員活動の促進を図りました。	秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、町内会単位の福祉協力員の設置を推進し、35地区1,407人の福祉協力員が見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行いました。	秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、福祉協力員の役割や具体的な活動を解説した「福祉協力員の手引き」を作成しました。また、町内会単位の福祉協力員の設置を推進し、35地区1,420人の福祉協力員が見守りの必要な世帯への声かけや福祉情報の提供等を行いました。市は上記の活動に補助金を支出し、福祉協力員活動の促進を図りました。
地域保健推進員活動の推進	地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。	保健予防課	市内各地区に設置されている地域保健推進員が、健診の周知や健康教室の開催など、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、その活動を支援しました。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図りました。さらに、補助金の適正な事務処理が実施できるよう事務処理の手引きを作成しましたが、今後見直しをする予定となっております。	B	市内44地区に設置されている1,486人の地域保健推進員が、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣しているほか、8月にはリーダー研修会を実施し、その活動を支援しております。また、活動事業補助金申請に対し補助金を交付し、活動の促進を図っております。	市内45地区に設置されている1,533人の地域保健推進員が、健診の周知や健康教室の開催など、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、その活動を支援しました。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図りました。	市内45地区に設置されている1,523人の地域保健推進員が、健診の周知や健康教室の開催など、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、その活動を支援しました。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図りました。	市内45地区に設置されている1,522人の地域保健推進員が、健診の周知や健康教室の開催など、自主的な地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、その活動を支援しました。	市内45地区に設置されている1,529人の地域保健推進員が中心となって、健診の周知や健康教室の開催など地域の健康づくり活動に取り組んでおり、保健師や栄養士等を派遣しその活動を支援しました。

福祉ボランティア活動の促進	秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。	地域福祉推進室	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、除雪ボランティアや東日本大震災の被災地に向かうボランティアが加入するボランティア保険料を助成し、市民へボランティア活動の支援を行いました ※25年8月の登録者数：個人1,164人、247団体、計5,856人（20年度個人1,004人、216団体、計5,389人）	B	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、東日本大震災の被災地を継続的に支援するボランティアが加入するボランティア保険料を助成しました。	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、東日本大震災の被災地に向かうボランティアが加入するボランティア保険料を助成しました。	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。また、東日本大震災の被災地に向かうボランティアが加入するボランティア保険料を助成しました。	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。	秋田市社会福祉協議会へ委託しているボランティアセンターにおいて、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談業務のほか、ボランティア養成講座、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行いました。
市民活動の促進	秋田市民交流プラザ内の市民活動サロンにおける市民活動の場の提供やアドバイザーによる市民活動の相談、まちづくりの担い手育成講座の開催などにより、引き続き市民活動への参加機会の拡充を図ります。	秋田市民交流プラザ管理室	市民の主体的な活動の場としての「市民交流サロン」に、市民活動アドバイザーを配置して、相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業を展開しました。今後は、市民活動への参加機会の拡充をより一層すすめていきます。	B	市民活動アドバイザーが、市民活動の相談・コーディネート業務を行ったほか、「ボランティア・NPO支援講座」を開催しました。	市民交流サロンに市民活動アドバイザーを配置し、市民活動の相談・コーディネート業務を行ったほか、「市民活動なんでも講座」や「親子講座」などを開催し、市民活動への参加機会の拡充を図りました。	市民活動への参加機会の拡充、促進のため「ヨルカイギ」や「市民活動支援連続講座」などの啓発・支援事業を開催しました。また、市民活動アドバイザーによる相談や情報提供を行いました。	市民活動への参加機会の拡充、促進のため「ヨルカイギ」や「市民活動支援連続講座」などの啓発・支援事業を行いました。また、市民活動アドバイザーによる相談や情報提供を行いました。	市民活動の促進のため、「ヨルカイギ」や「親子講座」等の啓発事業や、「市民活動フェスタ」等の支援事業を行いました。また、市民活動アドバイザーへの相談は289件ありました。
地域活動の担い手育成の支援	町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。	地域福祉推進室、生活総務課、市民協働・地域分権推進課	・町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成につなげることを目的に、平成22年度から、地域活動座談会を開催しました。さらに担い手育成を進めていくが必要です。 ※22～24年度で、計9回開催し、178人が参加	B	・町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成につなげることを目的とした、地域活動座談会を3回開催する予定です。	(地域福祉推進室、生活総務課) ・町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成につなげることを目的とした、地域活動座談会を3回開催しました。(市民協働・地域分権推進課) ・地域づくり交付金事業により、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む活動を支援しました。	(地域福祉推進室、生活総務課) ・町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成につなげることを目的とした、地域活動座談会を3回開催しました。(市民協働・地域分権推進課) ・地域づくり交付金事業により、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む活動を支援しました。	町内会や地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、将来の地域活動の担い手育成につなげることを目的として、地域活動座談会を3回行いました。	

傾聴ボランティア養成事業	地域の中高年齢者が傾聴ボランティアとして支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止・自殺予防を図るとともに、ボランティアとしての高齢者自身の介護予防、生きがいつくり・地域貢献を図ります。	長寿福祉課	平成24年から事業を開始し、10月と11月に「傾聴ボランティア養成講座」を開催しました。約70名が傾聴技術の基礎について受講しました。講座終了後、受講者有志による傾聴ボランティア団体も発足し、活動を開始しました。	B	平成25年7月に、昨年度養成講座受講者を対象に、「スキルアップ講座」を開催しました。実際に活動されている方、これから始めたいという方など、意識の高い受講者の参加で、ボランティア活動につながることを期待しています。	地域の中高年齢者が傾聴ボランティアとして高齢者を支え合う仕組みを作るため、中高年齢者を対象として、傾聴ボランティア養成講座（標準講座）を開催しました。			
介護支援ボランティア制度	元気な高齢者がボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいつくりを促進します。	長寿福祉課	平成24年10月から制度を開始し、広報やホームページ、市政番組出演など制度の周知に努めたほか、ボランティアの受入施設を募集するための説明会、ボランティア活動する方に対する登録講習会の実施をはじめ、ボランティア登録し活動している方同士の交流会も実施しました。	B	引き続き、制度の周知、ボランティア登録講習会を実施したほか、ボランティア登録し、実際ボランティア活動を行っている方を対象に、体験談の発表、情報交換などを行う交流会を実施しました。	ボランティアの受入施設を募集するための説明会、ボランティア活動する方に対する登録講習会の実施等をはじめ、広報やホームページでの制度の周知に努めました。			

基本目標2 支え合いの地域づくり

施策3 住民同士の交流

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況と評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
公民館における世代間交流事業の推進	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。	生涯学習室	B	公民館や市民サービスセンターにおいて、子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を実施し、高齢者が持つ経験や知識を、次世代を担う子どもに引き継ぐための「学び」の機会を提供しました。	公民館や市民サービスセンターにおいて、子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を実施し、高齢者が持つ経験や知識を、次世代を担う子どもに引き継ぐための「学び」の機会を提供しました。	各公民館・市民サービスセンターにおいて、子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を実施し、高齢者が持つ経験や知識を次世代を担う子どもに引き継ぐための「学び」の機会を提供しました。	各公民館・市民サービスセンターにおいて、子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を実施し、高齢者が持つ経験や知識を次世代を担う子どもに引き継ぐための「学び」の機会を提供しました。	各公民館において、大人と子どもと一緒に取り組める内容の事業を行い、異世代との相互理解を深める場を提供したことにより、地域の連帯意識の高揚を図りました。
生涯学習（社会参加活動）の推進	生きがいのある豊かな人生を過ごすことができるよう、地域課題に対応した学習機会を拡充するとともに、住民同士の交流を促進し、市民の学習効果を地域社会の活性化につなげていくよう、社会参加活動を推進します。	生涯学習室	A	社会参加を促す一施策として、公民館などの社会教育施設において、講座や教室を開催し、「学び」の機会を提供しました。	公民館などの社会教育施設において、社会参加を促す講座や教室を実施し、「学び」の機会を提供しました。	各公民館・市民サービスセンターにおいて、社会参加を促す講座や教室を実施し、「学び」の機会を提供しました。	各公民館などの社会教育施設において、社会参加を促す講座や教室を実施し、「学び」の機会を提供しました。	公民館などの社会教育施設を中心として、社会の変化に対応した「学び」を目的とした講座や教室を開設し、社会参加を促すとともに、住民同士の交流を図りました。
市民スポーツの振興	各種イベント・スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放などにより、気軽にスポーツに参加できる機会の拡充と地域のスポーツ活動の場の提供を行い、スポーツを通じた健康な心と体づくり、地域の連帯感の醸成や地域住民の交流機会の創出に努めます。	スポーツ振興課	A	全市民一斉スポーツレクリエーション大会や地区スポーツ教室、地区スポーツ大会の開催や、学校体育施設の開放など、気軽にスポーツ活動に参加できる環境の提供により、スポーツを通じた心身の健康づくりと交流機会の創出により、地域の連帯感や活力の醸成を図りました。	地域住民に体を動かすことの楽しさを体感してもらうため、全市民一斉スポーツレクリエーション大会や各地区でスポーツ教室等の開催しました。また、地域住民に学校体育施設を開放するとともに、開放時に地域住民を対象としたスポーツ教室を開催するなど、スポーツ活動の機会を提供しました。	地域の仲間と共に、体を動かすことの楽しさを体感してもらうため、全市民一斉スポーツレクリエーション大会や地区スポーツ教室、地区スポーツ大会を開催したほか、市内8地区で生き生き健康スポーツ教室を実施し、地域の仲間と共に体を動かすことの楽しさを味わいながら、心身の健康増進を図る機会の創出に努めました。	各地区で全市民一斉スポーツレクリエーション大会や地区スポーツ教室、地区スポーツ大会を開催したほか、市内8地区で生き生き健康スポーツ教室を実施し、地域の仲間と共に体を動かすことの楽しさを味わいながら、心身の健康増進を図る機会の創出に努めました。	屋内施設（市立体育館等）でエンジョイスports教室（5月～2月、11種目、410人参加）、屋外施設（健康広場）で青空スポーツ教室（5月～2月、6種目、464人参加）を実施し、誰もが気軽に健康な心と体づくりができる機会を提供しました。また、市内8地区で生き生き健康スポーツ教室（24回開催、186人参加）を実施し、地域の仲間と共に体を動かすことの楽しさを味わいながら、心身の健康増進を図る機会創出に努めました。
老人クラブ活動の活性化	老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動等の取組みを支援します。	長寿福祉課	B	老人クラブ連合会が主催する、リーダー研修会に当課職員を講師として派遣し、講義を実施しました。	老人クラブへの加入促進を図るため、市老人クラブ連合会へ活動のPRを働きかけると共に、広報あきたへの掲載やフォーラムでの資料配付など老人クラブ活動の周知に努めました。	単位老人クラブに対し、加入促進活動を働きかけ、老人クラブの会員増や活動の活性化につながっていくよう支援しました。	単位老人クラブに対し、加入促進活動を働きかけ、老人クラブの会員増や活動の活性化につながっていくよう支援しました。	単位老人クラブが実施する高齢者の健康と体力づくりの向上、社会奉仕活動、地域交流活動事業等に対し助成し、活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを支援しました。

いきいきサロン事業の推進	市内3カ所(八橋・飯島・大森山)にある老人いこいの家や、雄和ふれあいプラザにおいて、いきいきサロンを開催し、高齢者の生きがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図ります。	長寿福祉課	高齢者が要介護状態とならないよう軽スポーツ教室や健康教室等を開催し、高齢者のいきがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図りました。また、平成24年度からは、広報やHPなどにより事業をPRし、利用の促進に努めました。	B	高齢者が要介護状態とならないよう軽スポーツ教室や健康教室等を開催し、高齢者のいきがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図りました。また、広報やHPに日程や内容等を掲載し、利用の促進に努めました。	高齢者が要介護状態とならないよう軽スポーツ教室や健康教室等を開催し、高齢者のいきがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図りました。また、広報やHPに日程や内容等を掲載し、利用の促進に努めました。	高齢者が要介護状態とならないよう軽スポーツ教室や健康教室等を開催し、介護予防を推進しました。	高齢者が要介護状態とならないよう軽スポーツ教室や健康教室等を開催し、介護予防を推進しました。	65歳以上の高齢者を対象に、軽スポーツ教室、健康教室等を開催し、高齢者が要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援しました。
--------------	--	-------	---	---	---	---	--	--	--

施策4 地域活動の推進

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
地域自治活動の支援	地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開するため、地域づくり組織の結成を支援します。また、町内会活動の活性化を図るため、活動費等の助成や集会所整備の支援を継続します。	生活総務課、市民協働・地域分権推進課	(生活総務課) ・町内会に対する活動助成金および地域自治活動の拠点施設なる集会所の建設等の補助金等の支援をしたことにより、町内会活動の活性化が図られました。 (市民協働・地域分権推進課) ・これまでに設立された各地域づくり組織が、各市民サービスセンターを拠点に地域づくり活動に取り組んでいます。地域づくり組織の設立は計画どおりに進んでおり、市民サービスセンター整備と平行しながら、本計画終了時点で未設置となっている2地域への支援を行います。	A	(生活総務課) ・町内会に対し、活動助成金を交付しました。 ・地域自治活動の拠点施設となる集会所の建設等に対する補助等の支援を行いました。 (市民協働・地域分権推進課) ・(仮称)南部市民サービスセンターの本体工事を進めています。下半期は、(仮称)東部市民サービスセンターの本体工事着手をめざすとともに、(仮称)中央市民サービスセンターの開設に向けた準備に取り組みます。	(生活総務課) ・町内会に対し、活動助成金を交付しました。 ・地域自治活動の拠点施設となる集会所の建設等に対する補助等の支援を行いました。 (市民協働・地域分権推進課) ・南部、東部地域における地域づくり組織の設立準備に向けた支援を行いました。	(生活総務課) ・町内会に対し、活動助成金を交付しました。 ・地域自治活動の拠点施設となる集会所の建設等に対する補助等の支援を行いました。 (市民協働・地域分権推進課) ・23年5月に開設した北部・河辺・雄和市民サービスセンターの地域づくり組織である、各地域の住民自治協議会の運営を支援しました。	・23年5月に開設する北部・河辺・雄和市民サービスセンターの指定管理を担う地域づくり組織として、各地域の住民自治協議会の設立を支援しました。 ・町内会に対し活動助成金を交付しました。 ・地域自治活動の拠点施設となる集会所の建設等に対する補助等の支援を行いました。	・地域自治活動の拠点施設となる集会所の建設等に対する補助等の支援を行いました。 ・町内会に対し活動助成金を交付しました。 ・21年5月に開設された西部市民サービスセンターに地域づくり組織(西部地域住民自治協議会)の指定管理を導入しました。 ・23年5月に開設予定の(仮称)北部市民サービスセンターの指定管理などを担う地域づくり組織として北部地域住民自治協議会設立準備委員会の立ち上げを支援しました。
自治活動拠点の整備	地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう、施設の耐震化計画に併せた大規模改修を計画的に進めます。また、市民の自主的な活動をより推進しやすい環境を整えるため、市民サービスセンターに、各種OA機器などを配置した地域活動室を設置します。	生活総務課、市民協働・地域分権推進課	(生活総務課) ・地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実および老朽化施設の耐震化を図ったことにより施設の利便性が向上しました。 (市民協働・地域分権推進課) ・地域における自治活動の充実をめざす都市内地域分権の拠点として、市民サービスセンターを計画的に整備しました。未整備の3地域については、平成27年度までの開設をめざしています。	A	(生活総務課) ・勝平地区コミュニティセンター(児童館との複合施設)屋外電気設備および屋外環境整備工事が完成しました。 ・茨島地区コミュニティセンター耐震補強等改修工事に着手しました。 ・上北手地域センターのコミセン化に伴う各種改修工事が完成しました。 ・泉地区コミュニティセンター体育館空調設備改修工事に着手しました。 (市民協働・地域分権推進課) ・(仮称)南部市民サービスセンターの本体工事を進めています。下半期は、(仮称)東部市民サービスセンターの本体工事着手をめざすとともに、(仮称)中央市民サービスセンターの開設に向けた準備に取り組みます。	(生活総務課) ・勝平地区コミュニティセンター(児童館との複合施設)の本体工事が完成しました。 ・茨島地区コミュニティセンターの耐震診断及び耐震設計を行いました。 ・災害時に避難所となる各地区のコミュニティ施設等に再生可能エネルギーによるLOWLED外灯を整備しました。 (市民協働・地域分権推進課) ・(仮称)南部市民サービスセンターの本体工事に着手しました。また、(仮称)東部市民サービスセンター、(仮称)中央市民サービスセンターの開設に向け、整備を進めました。	(生活総務課) ・勝平地区コミュニティセンター(児童館との複合施設)の建設に着手しました。 ・寺内地区コミュニティセンターの耐震補強工事を行いました。 (市民協働・地域分権推進課) ・地域活動の拠点施設となる北部・河辺・雄和市民サービスセンターを5月16日に開設し、住民自治施設や地域活動室などを整備して、市民の自主的な活動を推進する環境づくりを行いました。	・東地区コミセンの耐震補強を含めた大規模改修を行いました。 ・地域活動の拠点施設となる北部・河辺・雄和市民サービスセンターの整備を進めました。	・21年5月に西部市民サービスセンターを開設し、センター内の住民自治施設、地域活動室を住民自治活動等に開放しました。 ・(仮称)北部市民サービスセンターの本体工事に着手しました。 ・21年6月に旭南地区コミュニティセンターを新設オープンしました。また、老朽化が進んでいた飯島地区コミュニティセンターの耐震補強を含む大規模改修を行いました。

市民憲章推進協議会の活動支援	明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。	市民協働・地域分権推進課	市民憲章推進協議会と市の連携を強化するとともに、事業費補助金を交付するなどの支援を行いました。また、平成24年度に同協議会創立50周年記念事業として行った全国大会の開催費の負担や支援を行いました。	A	市民憲章推進協議会と市の連携を強化するとともに、事業費補助金を交付するなどの支援を行いました。	市民憲章推進協議会と市の連携を強化するとともに、事業費補助金を交付するなどの支援を行ったほか、同協議会創立50周年記念事業として行った全国大会への開催費の負担や支援を行いました。	市民憲章推進協議会と市の連携を強化するとともに、事業費補助金を交付するなどの支援を行いました。	市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動に対し事業費補助金を交付するなどの支援を行いました。	市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動に対し事業費補助金を交付するなどの支援を行いました。
地域愛形成事業の推進	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。	市民協働・地域分権推進課	地域愛形成事業による取り組みを継続実施しました。これまでの取り組みを検証し、地域の課題を解決する活動を継続し市民参加の機会を拡充するため、より効果的な事業手法等について、調査研究を進めます。	B	地域愛形成事業8事業を引き続き実施しています。	地域愛形成事業8事業を引き続き実施しました。	地域愛形成事業8事業を引き続き実施しました。	地域愛形成事業8事業を引き続き実施しました。	20年度までの2事業に加え、御所野周辺道路の維持管理業務委託など6事業を新たに実施しました。

施策5 地域福祉活動の推進

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
社会福祉協議会の活動の支援	本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組みを支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。	地域福祉推進室	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、救急医療情報キット（安心キット）事業などの地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。「地域福祉活動計画」との一層の連携が課題です。	B	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、救急医療情報キット（安心キット）事業などの地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、救急医療情報キット（安心キット）事業などの地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、救急医療情報キット（安心キット）事業などの地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、新たに実施した救急医療情報キット（安心キット）事業などの地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。	秋田市社会福祉協議会に補助金を交付し、地域福祉活動推進事業、在宅福祉サービス事業等秋田市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動の推進を図りました。
地域保健・福祉活動推進事業	民間団体の行う在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。	地域福祉推進室	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。補助期間終了後の事業定着や自主財源確保等の支援が課題です。 ※21～25年度のべ39団体に補助	B	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体7団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体9団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体8団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体8団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。	高齢者、障がい者、児童などへの在宅保健福祉活動を行っている民間団体7団体の活動を助成し、地域における保健福祉活動を推進しました。
親子のふれあい広場事業	民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子の集い」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」への子育て相談員の派遣、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援体制を引き続き支援します。	子ども未来センター	民生児童委員協議会や保健推進員等、各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」にそれぞれ子育て相談員が出向き、遊びや育児指導や育児相談の実施、子育て情報の提供等とおして地域での子育て支援活動を支援しました。	A	8月末までに民生児童委員協議会や保健推進員等、各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」に26回、母親らが自主的に開催している「育児サークル」に16回、それぞれ子育て相談員が出向き、遊びや育児指導や育児相談の実施、子育て情報の提供等とおして地域での子育て支援活動を支援しました。	民生児童委員協議会や保健推進員等、各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」に67回、母親らが自主的に開催している「育児サークル」に16回、それぞれ子育て相談員が出向き、遊びや育児指導や育児相談の実施、子育て情報の提供等とおして地域での子育て支援活動を支援しました。	民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」に61回、母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ19回、子育て相談員がそれぞれ出向き、遊びの指導、子育て情報の提供などをとおして地域での子育て支援活動を支援しました。	民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」に70回、母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ22回、子育て相談員を派遣し、遊びの指導や、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援体制を支援しました。	民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子の集い」に25回、母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ64回、子育て相談員を派遣し、遊びの指導や、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援体制を支援しました。
地区別地域福祉計画の策定への協力	地域・地区が独自に地域福祉計画の策定に取り組む場合に協力します。	地域福祉推進室	地域での独自の地域福祉計画策定はありませんでした。	C	なし	なし	なし	なし	なし
地域福祉活動の場の充実	福祉施設や公共施設の活用など、様々な手法で活動の場の充実をめざします。	地域福祉推進室	公共施設の地域福祉活動への活用について協議しました。今後も引き続き地域福祉活動の推進を図るために活動拠点等の協議が必要です。	C	なし	なし	なし	公共施設の地域福祉活動への活用について、市の関係課等と協議しました。	なし

施策6 担い手の連携による取組みの推進

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
高齢者等の見守りネットワーク	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になることを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福祉協議会や民生委員、福祉協力員等が協力して行っている見守りネットワークの強化・充実を図ります。	地域福祉推進室	重点事業の取組として、見守りネットワーク事業などひとり暮らし高齢者等の孤立防止活動強化のため、地区ワークショップ（話し合いの場）等開催を呼びかけ、計10地区でワークショップ等が開催され、地域内の各種団体の連携の強化が図られました。また、秋田市社会福祉協議会では、救急医療情報キット（安心キット）事業との連携など、見守りネットワーク事業の強化と充実を図りました。市や地域の取組、民間独自の取組との連携が課題です。	B	重点事業の取組として、引き続き、見守りネットワーク事業をはじめとするひとり暮らし高齢者等を孤立させないための地区の活動を強化するための地区ワークショップ（話し合いの場）の開催を呼びかけました。秋田市社会福祉協議会では、救急医療情報キット（安心キット）事業との連携など、引き続き見守りネットワーク事業の充実を図りました。	重点事業の取組として、引き続き、見守りネットワーク事業をはじめとするひとり暮らし高齢者等を孤立させないための地区の活動を強化するための地区ワークショップ（話し合いの場）の開催を呼びかけました。秋田市社会福祉協議会では、救急医療情報キット（安心キット）事業との連携など、引き続き見守りネットワーク事業の充実を図りました。	重点事業の取組として、引き続き、見守りネットワーク事業をはじめとするひとり暮らし高齢者等を孤立させないための地区の活動を強化するための地区ワークショップ（話し合いの場）の開催を呼びかけました。秋田市社会福祉協議会では、見守りネットワーク事業の充実を図るため、救急医療情報キット（安心キット）事業との連携など、事業内容の見直しを行い、新たな手引きを作成しました。	重点事業の取組として、引き続き、見守りネットワーク事業をはじめとするひとり暮らし高齢者等を孤立させないための地区の活動を強化するための地区ワークショップ（話し合いの場）の開催を呼びかけました。秋田市社会福祉協議会では、見守りネットワーク事業の充実を図るため、事業内容の見直しを行い、見守り体制を強化しました。	重点事業の取組として、見守りネットワーク事業をはじめとするひとり暮らし高齢者等を孤立させないための地区の活動を強化するための地区ワークショップ（話し合いの場）の開催を呼びかけました。秋田市社会福祉協議会では、見守りネットワーク事業の充実を図るため、事業内容の見直しを行い、見守り体制を強化しました。
地域子育て支援ネットワーク事業	市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、子育て支援活動を継続できるよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。	子ども未来センター	市内全域となる7地域にネットワーク連絡会を立ち上げ、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、イベントの実施や情報誌を発行し、各地域にあった支援活動を実施しました。	A	南部、東部、中央地域合同の研修会を行ったほか、南部地域では地域の子育て情報紙を作成し、地域の親子等へ配布しました。東部地域においては子育て支援活動カレンダーを作成し、連絡会委員の交流を図るとともに、支援活動に役立ちました。中央地域においては、新たに連絡会を立ち上げ、地域の子育て情報紙の発行に向け、実行委員会を立ち上げるなど準備を進めています。	各地域ごとに研修会を行ったほか、南部地域では地域の子育て情報紙を作成し、地域の親子等へ配布しました。東部地域においては子育て支援活動カレンダーを作成し、連絡会委員の交流を図るとともに、支援活動に役立ちました。中央地域においては、新たに連絡会を立ち上げ、地域の課題の共有や情報交換を行いました。また、市内全域となる7地域で連絡会が立ち上がったことから、連絡会の会長等による「地域子育て支援ネットワーク連絡会代表者会議」を開催し、各地域の支援活動について情報交換を行いました。	南部地域では地域の子育て情報紙を作成し南部地域の全戸へ配布しました。また、東部地域においても新たに連絡会を立ち上げ地域の課題の共有や情報交換を行いました。すでにネットワーク連絡会が設置された西部、北部、河辺、雄和、南部、東部の6地域の連絡会会長による会長会議を開催しました。	北部地域において、北部地域子育て支援ネットワーク連絡会が、連絡会議3回、研修会1回、子育て支援イベント1回を実施し、子育て支援者の交流や地域の子育て家庭の交流を促進するとともに「北部地域みんなの子育て情報」を1,000部作成し、地域内の関係団体に配布しました。河辺地域、雄和地域において各地域の子育て支援ネットワーク連絡会が、連絡会議4回、研修会1回、子育て支援イベント1回を実施し、子育て支援者の交流や地域の子育て家庭の交流を促進するとともに「子育て支援ネットワーク連絡会だより」を作成し地域内に全戸配布しました。また、南部地域において、新たに子育て支援ネットワーク連絡会を立ち上げ、地域の子育て支援者が顔の見える関係づくりの第一歩として、連絡会議3回と研修会1回を開催しました。	北部地域において、北部地域子育て支援ネットワーク連絡会が、発会から2年目の活動として、連絡会議3回、研修会1回、子育て支援イベント1回を実施し、子育て支援者の交流や地域の子育て家庭の交流を促進しました。また、河辺・雄和地域において、新たにそれぞれの地域の子育て支援ネットワーク連絡会を立ち上げ、地域の子育て支援者が顔の見える関係づくりの第一歩として、連絡会議と研修会を開催するとともに、子育て支援ネットワークだよりを作成し地域内に全戸配布しました。

<p>学校と地域社会との連携</p>	<p>小・中学校では、交流活動や清掃奉仕活動などにより、高齢者福祉施設や特別支援学校と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。</p>	<p>学校教育課、学事課</p>	<p>A</p>	<p>児童生徒が地域に誇りや愛着を持てるようにするため、福祉施設や特別支援学校等と連携したほか、地域人材の積極的な活用に努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図りました。また、市内3警察署管内ごとにスクールガード養成講習会を開催し、地域全体で子どもたちを見守る体制を支援し、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化に努めました。</p>	<p>児童生徒が地域に誇りや愛着を持てるようにするため、福祉施設や特別支援学校等と連携したほか、地域人材の積極的な活用に努め、郷土芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図りました。また、市内3警察署管内ごとにスクールガード養成講習会を開催し、地域全体で子どもたちを見守る体制を支援し、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化に努めました。</p>	<p>児童生徒が地域に誇りや愛着を持てるようにするため、福祉施設や特別支援学校等と連携したほか、地域人材の積極的な活用に努め、伝統芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実を図りました。また、市内3警察署管内ごとにスクールガード養成講習会を開催しました。</p>	<p>小・中学校では、地域での清掃奉仕活動や、福祉施設および特別支援学校との交流活動を行うとともに、地域人材を活用した伝統芸能の伝承や農業体験活動等により、地域との連携を図りました。また、市内3警察署管内ごとにスクールガード養成講習会を開催し、地域全体で子どもたちを見守る体制を支援し、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化に努めました。</p>	<p>小・中学校では、地域での清掃奉仕活動や、福祉施設および特別支援学校との交流活動を行うとともに、地域人材を活用した伝統芸能の伝承や農業体験活動等により、地域との連携を図りました。また、スクールガード・リーダー5名による学校の巡回指導を行うとともに、市内3警察署管内ごとにスクールガード養成講習会を開催し、地域全体で子どもたちを見守る体制を支援し、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化に努めました。</p>
<p>地域ケアの推進</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携して各種サービスに対する支援やサービス提供体制の整備などに取り組みます。</p>	<p>長寿福祉課</p>	<p>B</p>	<p>地域包括ケアを地域でコーディネートする地域包括支援センターの体制強化のため、個人情報保護審査会を経て、地域包括支援センターへ提供する情報の範囲を拡大しました。また、地域包括支援センター増設までの時限措置として、担当する高齢者人口に応じた委託料の加算を行いました。</p>	<p>地域包括ケアを地域でコーディネートする地域包括支援センターの体制強化のため、平成25年度からの5か所増設に係る運営法人の公募の実施や、増設までの時限措置として、担当する高齢者人口に応じた委託料の加算を行いました。</p>	<p>基幹型地域包括支援センターに配置した地域コーディネーターが、民間で行っている高齢者向けのサービスや施設の空室情報等を冊子にまとめ、地域包括支援センターや介護サービス事業所等へ配付するなどして、地域ケア体制の基盤づくりを進めました。また、地域ケア体制の調整役である地域包括支援センターの体制強化を図るため、増設等についての検討を行いました。</p>	<p>地域包括支援センターの担当圏域の調整や県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用するなどして、地域ケア体制の調整役である地域包括支援センターの体制強化に取り組みました。また、在宅介護支援センターの業務を拡大し、高齢者の利便性の向上に努めました。そのほか、国が創設する市町村地域包括ケア推進事業を活用し、地域コーディネーターを基幹型地域包括支援センターに配置し、インフォーマルサービスの情報収集や地域包括支援センターの周知に努めることにより、地域ケアを推進しました。</p>	<p>地域包括支援センターの担当圏域の調整や県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用するなどして、地域ケア体制の調整役である地域包括支援センターの体制強化に取り組みました。また、在宅介護支援センターの業務を拡大し、高齢者の利便性の向上に努めました。</p>

基本目標3 利用者主体のサービスのしくみづくり
 施策7 福祉保健サービスの提供

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
高齢者福祉の充実 (基本方向)	高齢者プランに基づき、高齢者が地域において健康で安全安心に暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備の推進、介護保険の適正な運営に取り組みます。その中で、介護保険事業計画を明らかにします。	長寿福祉課、介護保険課	第6次高齢者プランに基づき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち健康で安全安心に暮らすことが出来るよう、高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備の推進、介護保険の適正な運営を図るための事務事業に取り組みました。また、平成23年度に第7次高齢者プランを策定し、各種施策を充実させるとともにその推進に努めました。さらに、高齢者コインバス事業の対象拡大、玄関から道路までの雪寄せ回数の拡大、屋根の雪下ろし支援事業の新設等高齢者プランにない事業も実施し、さらなる体制整備に努めました。	B	(長寿福祉課) 第7次高齢者プランに基づいた施策のほか、平成25年度から、高齢者コインバス事業の対象拡大、玄関から道路までの雪寄せ回数の拡大、屋根の雪下ろし支援事業の新設、ケアプラン検討会による給付適正化等により、高齢者が住み慣れた地域で安全安心に暮らせる体制をさらに強化した。 (介護保険課) 平成24年度に引き続き、第7次高齢者プランに掲げた事業を着実に推進し、高齢者福祉の充実と介護保険制度の適正運営に努めました。	平成24年3月に策定した第7次高齢者プランに基づき、高齢者が住み慣れた地域で安全安心に暮らせるように、「社会参加の促進」、「在宅サービスの充実」、「介護予防の推進」、「介護サービスの基盤整備の推進」、「介護保険の適正な運営」に取り組みました。	第6次高齢者プランに基づき、高齢者が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らすことができるように「在宅サービスの充実」、「介護予防の促進」、「介護サービスの基盤整備の推進」、「介護保険の適正な運営」に取り組みました。また、平成24年度～26年度を計画期間とする第7次高齢者プランを策定しました。	高齢者プランに基づき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加し、安全で安心して暮らすことができるように「社会参加の促進」、「在宅サービスの充実」、「介護予防の促進」、「介護保険の適正な運営」に取り組みました。	高齢者プランの「社会参加の促進」、「在宅サービスの充実」、「介護予防の推進」、「介護サービスの基盤整備の推進」、「介護保険の適正な運営」の5つの枠組みに沿った形で、高齢者福祉の充実、社会保険制度の確保（介護保険）に取り組みました。また、介護保険事業計画については、一番の目的である介護保険料の設定について、全世帯を対象にパンフレットを配布し、理解を促しました。
障がい者福祉の充実 (基本方向)	障害者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」のため、障がい者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組みます。	障がい福祉課	「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を基本理念とする第3次障害者プランおよび第4次障がい者プランに基づき、障がい福祉サービスの充実等を図るとともに、各種障がい者施策を実施し、障がい者福祉の充実に努めました。	A	第3次障害者プランの取組状況について、社会福祉審議会障がい者専門分科会において報告を行うほか、第4次障がい者プランに基づき、各種施策を推進します。	第3次障害者プランの取組状況について、社会福祉審議会障がい者専門分科会において報告を行ったほか、現行プランの見直しを行い、平成25年度29年度までの5年間を計画期間とする「第4次障がい者プラン」を策定しました。	障害者プランの取組状況について、社会福祉審議会障がい者専門分科会において報告を行ったほか、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めた「第3期秋田市障がい福祉計画（24～26年度）」を策定しました。	障がい者施設の新体系への移行促進、障害福祉サービスの充実等を図るとともに、各種障がい者施策を継続して実施し、障がい者福祉の充実に努めました。	障がい者施設の新体系への移行促進、障害福祉サービスの充実等を図るとともに、各種障がい者福祉の充実に努めました。
児童福祉・子育て支援の充実 (基本方向)	次世代育成支援行動計画に基づき、「子どもたちの歓声がこだまし、子育てに喜びと楽しみを実感できる活力あふれるまち」をめざして、子どもの健やかな育ちの支援や子どもを安心して生み育てることができる環境の整備などに取り組みます。	子ども総務課	次世代育成支援行動計画後期計画「秋田市子ども・子育て未来プラン」の進行管理を行うとともに、24年度には中間評価として、目標指標の達成度や課題・改善点などをもちに、各施策の点検・評価を行った結果、いずれの施策も26年度目標値に向かって、概ね順調に推移していました。	A	次世代育成支援行動計画後期計画「秋田市子ども・子育て未来プラン」の24年度中間評価を受け、一部事業の目標値・指標を見直し、引き続き、施策に取り組むとともに、取組・事業レベルの内容についても、見直しをはかり、施策に取り組んでいます。	次世代育成支援行動計画の後期計画である秋田市子ども・子育て未来プランの進行管理を行うとともに、計画期間の中間年度であることから、目標指標の達成度や課題・改善点などを踏まえて、各施策の点検・評価を行いました。	次世代育成支援行動計画の後期計画である秋田市子ども・子育て未来プランの進行管理を行うとともに、「ワーク・ライフ・バランス推進事業」、「子育て家庭応援事業」等の施策に取り組みしました。	次世代育成支援行動計画（後期計画）における事業の進捗管理を行うとともに、「若者が創る出会いの場応援事業」「ワーク・ライフ・バランス推進事業」「子育て家庭応援事業」等の新規の施策に取り組みしました。	次世代育成支援行動計画（前期計画）における事業を着実に推進するとともに、前期計画の検証および市民ニーズ調査を踏まえ、平成22年度から26年度までを計画期間とする「秋田市子ども・子育て未来プラン（後期計画）」を策定しました。

地域保健の充実(基本方向)	健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。	保健総務課	健康づくりに関する情報提供や市民健康フォーラムの開催等により、一人ひとりの生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援しました。 また、平成25年3月に第2次健康あきた市21計画を策定し、広報あきたや秋田市ホームページ等により広く周知し、市民の健康意識の向上を図りました。	A	「広報あきた」やホームページ等に「第2次健康あきた市21」に掲げた健康づくりの取組例などを掲載し、市民の健康意識の向上を図りました。	生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援するため、健康づくりに関する情報提供や市民健康フォーラム(10月16日)を開催しました。 また、平成22年度に実施した、健康あきた市21の最終評価や国・県の健康増進計画を基に、平成25年度から10年間を計画期間とする、第2次健康あきた市21を策定しました。策定にあたり、健康あきた市21推進会議を年3回開催しました。	生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援するとともに、健康づくりに関する情報提供や市民健康フォーラム(10月2日)の開催などを通して市民の健康意識の向上に努めたほか、健康あきた市21推進会議(年2回)を開催しました。	生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援するとともに、健康づくりに関する情報提供や市民健康フォーラム(11月24日)の開催などを通して市民の健康意識の向上に努めたほか、健康あきた市21推進会議(年3回)を開催しました。 また、平成22年度に実施した市民健康意識調査、市民健康・栄養調査結果などにより最終評価を実施しました。	生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援するとともに、健康づくりに関する情報提供などを通じて市民の健康意識の向上に努めるほか、健康あきた市21推進会議(8月3日)を開催しました。 また、平成22年度の計画の最終評価に向け、市民の健康意識を調査するためアンケートを実施しました。
サービスの対象とならない課題への対応	公的な福祉サービスの対象とならないために制度のすぎまにある問題について、インフォーマルサービス・サポートとの連携を図るとともに、市として対応が必要と判断した場合には、適切に対応します。	地域福祉推進室、長寿福祉課	基幹型地域包括支援センターに配置した地域コーディネーターが、民間で行っている高齢者向けサービスや高齢者向け施設の空室情報等を冊子にまとめ、地域包括支援センターや介護サービス事業所等へ配付しました。また、冊子の内容は、ホームページへも掲載し、情報発信に努めました。	B	民間で行っている高齢者に役立つサービスや高齢者向け施設の空室情報等をホームページに掲載して、随時更新しながら、情報発信に努めました。	民間で行っている高齢者に役立つサービスや高齢者向け施設の空室情報等をホームページに掲載して、情報発信に努めました。また、広報あきたへホームページについての記事を掲載し、広く市民へ周知されるよう取り組みました。	長寿福祉課では、基幹型地域包括支援センターに配置した地域コーディネーターが、民間で行っている高齢者向けサービスや高齢者向け施設の空室情報等を冊子にまとめ、地域包括支援センターや介護サービス事業所等へ配付しました。また、冊子の内容は、ホームページへも掲載し、情報発信に努めました。	なし	なし
生活保護の適正実施と自立支援の促進	国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実させるなどし、自立支援体制を整えていきます。	保護第一課、保護第二課	自立支援プログラムの一環として生活保護世帯の自立を支援するため、平成21年度より専門員を配置しました。また、平成24年度より子ども健全育成プログラムを起ちあげ、社会的居場所づくりと学習の場を提供し、高校への進学を促進する等、支援体制の充実を図りました。	B	関係機関と連携強化に努め、保護の適正実施を行っております。また、「子ども健全育成支援プログラム」も継続して行い、自立支援体制の充実を図りました。	関係機関との連携強化に努め、保護の適正実施を継続して行っております。また、「子ども健全育成支援プログラム」を大幅に刷新し、自立支援体制の充実を図りました。	関係機関との連携強化に努め、保護の適正実施を継続して行っております。また、新たな自立支援プログラムとして、「ひきこもり対策自立支援事業」を立ち上げ、自立支援体制を充実を図りました。	最後のセーフティネットとして、国・ハローワーク・県と連携し、保護の適正実施を行いました。 新たな自立支援プログラムとして、「就労支援員活用自立支援事業」と「子ども健全育成支援プログラム」を立ち上げ体制の充実を図りました。	最後のセーフティネットとして、国・ハローワーク・県と連携し、保護の適正実施を行いました。 また、22年度に向けての自立支援プログラムの構築を行いました。

福祉医療費給付事業	国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。	障がい福祉課	<p>重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費を助成し、受給者の健康保持と生活の安定を図りました。また、子どもたちの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、平成25年8月から乳幼児に係る制度を拡充し、対象を小学生まで拡大するとともに乳幼児の所得制限基準額を緩和しました。</p> <p>なお、国では、70歳から74歳までに対する医療費の自己負担割合の見直しを進めており、今後これに伴う事業費の増加が見込まれます。</p>	A	<p>重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費を助成し、受給者の健康保持と生活の安定を図りました。また、本年8月からは、乳幼児に係る制度を小学生まで拡大するなどの拡充を実施しました。</p>	<p>重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費を助成し、受給者の健康保持と生活の安定を図りました。また、子どもに対する制度を拡充することとし、平成25年8月からの実施に向けて準備を進めました。</p>	<p>重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費を助成し、受給者の健康保持と生活の安定を図りました。また、県が平成24年8月から実施予定とした子どもに対する制度拡充について、本市における施策等を踏まえ検討を重ねました。</p>	<p>重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費を助成し、受給者の健康保持と生活の安定を図りました。</p>	<p>重度心身障害児(者)、高齢身体障害者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対し医療費の助成を実施しました。</p>
市民小口資金の貸付け	低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、秋田市社会福祉協議会が実施主体となって生活のつなぎ資金を貸付けします。	地域福祉推進室	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。生活困窮者などへの一層の周知が課題です。</p> <p>※21～24年度で、計1,696人に貸付</p>	B	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。</p>	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方323名に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。</p>	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方318名に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。</p>	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方488名に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。</p>	<p>秋田市社会福祉協議会では、一時的に生活に困っている方567名に対して一時的な生活資金の貸付を行いました。市は秋田市社会福祉協議会に対して、市民小口資金の原資の貸付を行いました。</p>

施策8 情報の提供

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
広報紙等による情報の提供	サービスや地域生活に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報あきた」に記事を掲載するなどし、情報の提供に努めます。	福祉保健部各課	介護サービスや保険料、福祉医療費、在宅子育て支援事業等福祉サービス、地域福祉、民生委員活動などについて、広報あきたを通して、随時、情報を提供しました。特に、24年度からは、高齢者向けの情報をまとめた「ふれあいほっと掲示板」を設け、高齢者向け情報をわかりやすく提供することに努めました。	A	高齢者、障がい者、子育て情報方法など、福祉に関する全体的な情報について、広報あきたに記事を掲載し、情報を提供しました。また、長寿福祉課では、広報の“ふれあいほっと掲示板”を活用した情報発信のほか、高齢者コインバスの年齢引き下げについて、複数回広報あきたについて、掲載するなど、変更等の場合は周知の徹底に努めました。	介護サービス、保険料、福祉医療費、児童手当、保育料助成、高齢者コインバス事業、介護支援ボランティア制度、エイジフレンドリーシティ、災害時要援護者情報提供など、福祉に関する全体的な情報について、年47回広報あきたに記事を掲載し、情報を提供しました。 (障がい福祉課) 障がい者に関する施策、事業等については、適宜広報に掲載し、周知・PRを図りました。 掲載件数：86件（うち特集1回：タイトル「障がい者を支える人たち。その人らしさ」をお手伝い(H24.10.19号)」) (長寿福祉課) 広報の“ふれあいほっと掲示板”を活用した情報発信のほか、緊急通報システムなど的高齢者向けサービスや地域包括支援センターについて掲載するなど、高齢者向けのわかりやすい情報提供に努めました。	おおむね60歳以上向けの情報を、まとめてわかりやすく提供するため、広報あきたに、新コーナー“ふれあいほっと掲示板”を設けるなど、介護サービスや保険料、福祉医療費、すこやか子育て支援事業、高齢者コインバス事業、エイジフレンドリーシティについて、年18回広報あきたに記事を掲載し、情報を提供しました。	介護サービスや保険料、福祉医療費、在宅子育て支援事業等福祉サービス、災害に備えた支え合いの地域づくり、民生委員活動について、年18回広報あきたに記事を掲載し、情報を提供しました。	介護サービスや保険料、福祉医療費、在宅子育て支援事業等福祉サービスについて、年12回広報あきたに記事を掲載し、情報を提供しました。
小冊子等による情報の提供	障がい者、高齢者、子育てそれぞれの福祉に関するサービスや施設などを掲載した小冊子(しおり、パンフレット等)を発行し、民生委員・児童委員等の関係機関や、市の公共施設で希望者に配布することにより情報の提供に努めます。	福祉保健部各課	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、秋田市ホームページに公開するとともに、関係機関への配布や公共施設の窓口等で希望者に配布することで、情報提供に努めました。	A	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、秋田市ホームページに公開するとともに、関係機関への配布や公共施設の窓口等での希望者への配布を行いました。	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、公共施設の窓口等で希望者に配付しました。 (障がい福祉課) 「障がい者のためのくらしのしおり」を発行し、障がい福祉課の窓口等で手帳交付者関係機関等への送付および秋田市HPへの掲載等により情報提供に努めました。等に配付しました。 (長寿福祉課) 「高齢者のためのくらしのしおり」等の小冊子を発行し、公共施設の窓口等で希望者に配布しました。	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、公共施設の窓口等で希望者に配付しました。	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、公共施設の窓口等で希望者に配付しました。	「高齢者のためのくらしのしおり」「障がい者のためのくらしのしおり」「子育て情報」等の小冊子を発行し、公共施設の窓口等で希望者に配付しました。

<p>その他の情報の提供</p>	<p>マスメディアやITの活用等に より広く市民に情報提供する ほか、福祉サービスの情報を 必要としている人が情報を 得やすいよう、アクセシビ リティに配慮した情報提供の 実施を検討します。</p>	<p>福祉保 健部各 課</p>	<p>秋田市災害時要援護者の避 難支援プランなどの重点事 業や高齢者向け、障がい者 向けの事業について、市 ホームページに掲載したほ か、地域福祉活動の担い手 である民生児童委員協議 会、町内会、自主防災組織 や地区社会福祉協議会を対 象とした説明会等の周知を 図り、地域で福祉サービ スを必要としている人へ情報 が伝わりやすくなるよう努 めました。また、視覚障が い者向けの点字広報や声の 広報により、福祉サービ スや災害に係る情報提供に努 めました。</p>	<p>B</p>	<p>秋田市災害時要援護者の避難支援 プランや、秋田市災害対策基本条 例に基づく要援護者把握用リスト の地区への配布等について、市 ホームページに掲載したほか、地 域福祉活動の担い手である民生児 童委員協議会、町内会、自主防災 組織や地区社会福祉協議会を対 象とした説明会等の周知を図り、地 域で福祉サービスを必要としている 人へ情報が伝わりやすくなるよ う努めました。</p> <p>(障がい福祉課) 視覚障がい者向けに、点字広報お よび声の広報を発行し、福祉サー ビスや健康および災害にかかる情 報提供に努めました。</p> <p>(長寿福祉課) 高齢者向けに実施している事業に ついて、民生児童委員協議会の理 事会・各地区定例会や地区社会福 祉協議会の研修会などで説明、周 知を図り、地域で福祉サービ スを必要としている人へ情報が伝 わりやすくなるよう努めました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者の避難支援 プランや、秋田市災害対策基本条 例に基づく要援護者把握用リスト の地区への配布等について、市 ホームページに掲載したほか、地 域福祉活動の担い手である民生児 童委員協議会、町内会、自主防 災組織や地区社会福祉協議会を対 象とした説明会等の開催時にパワ ーポイント等による説明、周知を 図り、地域で福祉サービスを必要 としている人へ情報が伝わりやす くなるよう努めました。</p> <p>(障がい福祉課) 視覚障がい者向けに、点字広報お よび声の広報を発行し、福祉サー ビスや健康および災害にかかる情 報提供に努めました。</p> <p>(長寿福祉課) 高齢者向けに実施している事業に ついて、民生児童委員協議会の理 事会・各地区定例会や地区社会福 祉協議会の研修会などで説明、周 知を図り、地域で福祉サービ スを必要としている人へ情報 が伝わりやすくなるよう努め ました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者の避難 支援プラン等について、市 ホームページに掲載したほ か、地域福祉活動の担い手 である民生児童委員協議会の理 事会・各地区定例会や地区社 会福祉協議会の研修会などで 説明、周知を図り、地域で福 祉サービスを必要としている 人へ情報が伝わりやすくなる よう努めました。</p>	<p>秋田市災害時要援護者の避難 支援プラン等について、市 ホームページに掲載したほ か、地域福祉活動の担い手 である民生児童委員協議会の各 地区定例会や地区社会福祉協 議会の研修会などで説明、周 知を図り、地域で福祉サー ビスを必要としている人へ情報 が伝わりやすくなるよう努め ました。</p>	<p>第2次秋田市地域福祉計画や 地域福祉活動について、市 ホームページに掲載したほ か、地域福祉活動の担い手 である民生児童委員協議会の各 地区定例会や地区社会福祉協 議会の研修会などで説明、周 知を図り、地域で福祉サー ビスを必要としている人へ情報 が伝わりやすくなるよう努め ました。</p>
------------------	---	--------------------------	---	----------	---	---	---	---	---

施策9 相談体制の充実

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
ふれあい福祉相談センター	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターにおいて、様々な相談に対応し、日常生活の悩みや心配ごとの解消を図っていきます。	地域福祉推進室	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、法律相談を含めた、各種相談に応じ、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。幅広い相談の受け皿となるため、相談窓口を一層周知していくことが課題です。	B	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、各種相談に努め、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、1、157件の各種相談、68件の法律相談に応じたほか、河辺地区出張ふれあい福祉相談を実施し、2件の相談に対応し、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、1、148件の各種相談、60件の法律相談に応じたほか、河辺・雄和地区出張ふれあい福祉相談を実施し、6件の相談に対応し、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、70件の相談に対応したほか、河辺・雄和地区出張ふれあい福祉相談を実施し、1件の相談に対応し、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。	秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターでは、71件の相談に対応したほか、河辺・雄和地区出張ふれあい福祉相談を実施し、3件の相談に対応し、相談者の日常生活の悩みや心配ごとの解消に努めました。
相談活動の充実	職員の資質向上を図り、相談体制を強化していきます。	福祉保健部各課	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。また、障害者虐待防止法施行に伴い、24年度から障がい福祉課内に「秋田市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の通報・届出の受付および相談業務を開始しました。	B	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。主に新しく配属された職員を対象に「認知症サポーター講座」窓口業務に関する研修を実施し、職員の資質向上を図りました。	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。主に新しく配属された職員を対象に窓口業務に関する研修を実施し、職員の資質向上を図りました。また、平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障がい福祉課内に「秋田市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の通報・届出の受付および相談業務を開始しました。	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。	職員の資質向上を図るため、部や課の状況に応じ、各部、各課ごとに職員研修を実施し、職員の資質向上を図りました。
各種相談窓口のPR	支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談窓口の周知を図ります。	福祉保健部各課	民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障がい者虐待防止センターなどの相談窓口を広報あきたで紹介したほか、「高齢者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」などに、「障がい者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」などを掲載し、相談窓口の周知を図りました。また、平成25年4月から、地域包括支援センターを増設しました。	B	5月の民生委員・児童委員の日に合わせ、民生委員活動を広報あきたで紹介したほか、「高齢者のためのくらしのしおり」、「障がい者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」などに、相談窓口等を掲載し、相談窓口の周知を図りました。また、平成25年4月から、地域包括支援センターを増設しました。	5月の民生委員・児童委員の日に合わせ、民生委員活動を広報あきたで紹介したほか、「高齢者のためのくらしのしおり」、「障がい者のためのくらしのしおり」等を掲載しました。また、ひとり暮らし高齢者等向けのリーフレットを民生委員や地区社会福祉協議会、町内会連合会等を通じて地域の高齢者に配布、相談窓口の周知を図りました。 (障がい福祉課)「障がい者のためのくらしのしおり」に各種相談窓口等を掲載しました。当課ホームページにおいて委託相談支援事業所の情報を掲載し、周知を図りました。平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、障がい者虐待の通報・届出および相談先である「秋田市障がい者虐待防止センター」の連絡先をリーフレット「みんなで防ごう障がい者虐待」に掲載し、民生委員、地域包括支援センターの他、市内の障害福祉施設に配付しました。 (長寿福祉課)地域における高齢者の総合相談窓口として設置している地域包括支援センターについて、広報を通じて業務内容の周知に努めました。	民生委員・児童委員の日に合わせ、民生委員活動を広報あきたで紹介したり、「高齢者のためのくらしのしおり」、「障がい者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」などに、相談窓口等を掲載しました。また、ひとり暮らし高齢者等向けのリーフレットを民生委員や地区社会福祉協議会、町内会連合会等を通じて地域の高齢者に配布、相談窓口の周知を図りました。	民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、新規民生委員を広報あきたで紹介したり、「高齢者のためのくらしのしおり」、「障がい者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」などに、相談窓口等を掲載しました。また、ひとり暮らし高齢者等向けのリーフレットを作成し、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会連合会等を通じて地域の高齢者に配布、相談窓口の周知を図りました。	ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるための取組についてを紹介するリーフレットに、相談窓口等を掲載しました。

<p>各種相談機関等との連携</p>	<p>各種相談機関等と情報交換や情報の共有化などにより、地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう相談機関等の連携体制の強化を図ります。</p>	<p>福祉保健部各課</p>	<p>地区社協、地区民児協、連合町内会等の地域福祉の担い手の連携強化のため、地域福祉推進関係者連絡会を開催しました。また、秋田市障がい者総合支援協議会の各部会で、障がい児(者)への支援体制に関する課題について情報を共有しました。さらに、地域包括支援センターを中心とする地域の保健・医療・福祉・介護関係者間のネットワークとの連携を強化し、地域ケア体制の構築を推進しました。これらにより、地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう、地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう相談機関等の連携体制の強化を図ります。また、一層の連携が必要となっています。</p>	<p>B</p>	<p>地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう、地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連合町内会等の連携強化を図るため、地域福祉推進関係者連絡会を開催しました。</p> <p>(障がい福祉課) 障がい児(者)の支援の体制の整備を図ることを目的に設置されている地域自立支援協議会と具体的な協議を行う場である地域自立支援協議会相談支援部会を開催し、障がい児(者)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図りました。</p> <p>(長寿福祉課) 地域包括ケア会議設置により、地域包括支援センターを中心とする地域の保健・医療・福祉・介護関係者間のネットワークとの連携を強化し、地域ケア体制の構築を推進しました。</p>	<p>地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう、地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連合町内会等の連携強化を図るため、地域福祉推進関係者連絡会を開催しました。</p> <p>(障がい福祉課) 障がい児(者)の支援の体制の整備を図ることを目的に設置されている地域自立支援協議会と具体的な協議を行う場である地域自立支援協議会相談支援部会を開催し、障がい児(者)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図りました。</p> <p>(長寿福祉課) 地域包括ケア会議設置により、地域包括支援センターを中心とする地域の保健・医療・福祉・介護関係者間のネットワークとの連携を強化し、地域ケア体制の構築を推進しました。</p>	<p>地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう、地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連合町内会等の連携強化を図るため、地域福祉推進関係者連絡会を開催しました。また、各地区に地域包括ケア会議を設置し、地域包括支援センター基幹型に地域コーディネータを配置するなどにより、地域の保健・医療・福祉・介護関係者間のネットワークとの連携を強化し、地域ケア体制の構築を推進しました。</p>	<p>地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう、地域福祉の担い手である地区社協、地区民児協、連合町内会等の連携強化を図りました。また、各地区に地域包括ケア会議を設置し、地域包括支援センター基幹型に地域コーディネータを配置するなどにより、地域の保健・医療・福祉・介護関係者間のネットワークとの連携を強化し、地域ケア体制の構築を推進しました。</p>	
<p>潜在化しているニーズの把握</p>	<p>福祉の分野別実施計画の施策のすきまにある福祉課題や地域福祉の喫緊の課題に対応していくため、表面化した要望・意見だけでなく、潜在化しているニーズの把握に努めます。</p>	<p>地域福祉推進室</p>	<p>各地区民生児童委員協議会の定例会、地域包括支援センター・ケアマネ等の研修会、障がい者保護者の会、障がい者相談員研修会や地域福祉推進関係者連絡会などでの意見交換により、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。一層の機会確保により、潜在化されたニーズの把握が必要です。</p>	<p>B</p>	<p>概ね小学校区単位の各地区民生児童委員協議会の定例会や地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会などに参加し、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。</p>	<p>概ね小学校区単位の各地区民生児童委員協議会の定例会やケアマネジャー研修会、障害者相談員研修会などに参加し、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。</p>	<p>概ね小学校区単位の各地区民生児童委員協議会の定例会やケアマネジャー研修会、障害者相談員研修会などに参加し、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。</p>	<p>概ね小学校区単位の各地区民生児童委員協議会の定例会に参加し、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。また、地域福祉推進関係者連絡会を開催し、地域の課題等についての意見交換を行い、ニーズの把握に努めました。</p>	<p>概ね小学校区単位の各地区民生児童委員協議会の定例会に参加し、日ごろの活動から課題と思われること等を把握する機会の確保に努めました。また、地域福祉推進関係者連絡会を開催し、地域の課題等についての意見交換を行い、ニーズの把握に努めました。</p>

施策10 サービス利用の支援

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
民生委員・児童委員による個別援助活動	住民のあらゆる福祉ニーズを日常的に把握し、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うとともに、行政等に必要に対応を促すパイプ役となります。	地域福祉推進室	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、様々な相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 また、市では、民生委員に対し、各種資料を提供するとともに、各種研修会を開催するなど、民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の活動を支援しました。民生委員の一斉改選等を踏まえ、民生委員の役割や地域との連携など一層の活動支援が必要です。	B	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、様々な相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 また、市では、民生委員に対し、各種資料を提供するとともに、各種研修会を開催するなど、民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の活動を支援しました。	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、16、552件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 また、市では、民生委員に対し、各種資料を提供するとともに、市民生児童委員会との共催による合同研修会など各種研修会を開催するなど、民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の活動を支援しました。	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、17,616件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 また、市では、民生委員に対し、各種資料を提供するとともに、個人情報の保護についてなどを学ぶ研修会を開催するなどし、民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の活動を支援しました。	民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、20,348件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 また、市では、一斉改選による新任民生委員に対し、各種資料を提供するとともに相談・支援業務のポイントなどを学ぶ研修会を開催するなどし、民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の活動を支援しました。	705人（定数）の民生委員・児童委員がそれぞれの地域において、19,481件の相談に応じたほか、ひとり暮らし高齢者等への訪問、連絡活動等を行いました。 市は民生児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動を支援しました。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を周知し、利用促進に努めます。また、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連携して相談等に応じ、必要が生じた場合は、市長申立の手続等適切に対応していきます。	長寿福祉課、障がい福祉課	（長寿福祉課） 地域包括支援センターと連携し、制度の周知、利用促進に努めました。費用助成については平成24年度から市長申立て以外のケースについても事業対象を拡大しております。 （障がい福祉課） 成年後見に関する市長申立ての手続を行ったほか、市長申立て以外のケースについても事業対象を拡大し、費用の助成を行いました。また相談関係機関においては、成年後見に関する相談に応じたり、申立手続の支援を行いました。	B	（長寿福祉課） 成年後見に関する市民や関係機関からの相談に対応したほか、市長申立を1件、報酬助成を1件実施しました。引き続き、市長申立ての実施、各相談関係機関における成年後見に関する相談の受付、事業の周知を実施します。 （障がい福祉課） 成年後見に関する相談に応じました。	（長寿福祉課） 24年度は成年後見に関する市長申立の申請が2件ありました。市長申立の申請件数は増加してきており、今後も適切に対応してまいります。 （障がい福祉課） 成年後見に関する市長申立ての手続を行ったほか、市長申立て以外のケースについても事業対象を拡大し、費用の助成を行いました。また相談関係機関においては、成年後見に関する相談に応じたり、申立手続の支援を行いました。	23年度は成年後見に関する市長申立の申請がありませんでしたが、各相談窓口においては、成年後見に関する相談に応じており、今後も成年後見に関する市長申立を行う際には適切に事業を実施してまいります。	地域包括支援センターが実施する権利擁護事業において、任意後見・法定後見の相談に応じ、平成22年度は3件の法定後見市長申立てにつなげました。また、後見人等への報酬助成を2件実施しました。	地域包括支援センターが実施する権利擁護事業において、任意後見・法定後見の相談に応じ、平成21年度は7件の法定後見市長申立てにつなげました。また、秋田県・秋田弁護士会・地域包括支援センター主催の研修会において、社会福祉士、ケアマネジャー等を対象に、市長申立ての手続き、状況等について説明、報告を行いました。

<p>社会福祉法人の監査指導等</p>	<p>法人・事業所等に対する指導監査等の結果の公表を進めるとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けられることができるよう、指導監査等を実施します。</p>	<p>監査指導室</p> <p>社会福祉法人および社会福祉施設等については、児童福祉に関する専門知識を有する再任用職員を1名配置したほか、会計経理の専門家である税理士1名を嘱託職員として任用するなど、組織体制の充実を図りながら、適切な指導監査の実施に努めました。</p> <p>また、前年度の指摘事項やその改善状況を市のホームページで公表するとともに、各法人の代表者等を対象とした研修会を開催するなど、福祉サービスの質の向上に取り組みました。</p> <p>なお、障害福祉サービス事業所および介護サービス事業所への集団指導・実地指導については、県からの権限委譲に伴い対象件数が大幅に増加したことから、担当課とのさらなる連携強化や役割分担の明確化等により、これまで以上に効果的・効率的に実施することが課題となっております。</p>	<p>B</p>	<p>社会福祉法人等に対する指導監査については、平成23年度から、児童福祉に関する専門知識を有する再任用職員を1名配置したほか、会計・経理の専門家として税理士を嘱託職員に任用するなど、監査体制の充実を図っているところであります。</p> <p>こうした中、平成25年度上半期は、児童福祉施設を主な対象として、子ども未来部の担当課の職員とともに指導監査を実施しました。</p> <p>今後とも、関係各課とのさらなる連携強化を図りながら、引き続き、社会福祉法人等の適正運営の確保と不祥事等の未然防止に努めてまいります。</p>	<p>社会福祉法人および社会福祉施設等については、児童福祉に関する専門知識を有する再任用職員を1名配置したほか、会計経理の専門家である税理士1名を嘱託職員として任用するなど体制の充実を図りながら、適切な指導監査の実施に努めました。</p> <p>また、権限委譲に伴い対象件数が大幅に増加した障害福祉サービス事業所および介護サービス事業所については、担当課とのさらなる連携を図りながら、集団指導や実地指導等の指導監督を実施しました。</p>	<p>適正な社会福祉法人・社会福祉施設等の運営を図るため、会計経理の専門家との連携により、指導監督体制を強化しました。また、指摘事項やその改善状況を公表するなど、福祉サービスの質の向上を図りました。</p>	<p>適正な社会福祉法人・社会福祉施設等の運営を図るため、関係課と連携し指導監査を強化しました。また、指摘事項やその改善状況を公表することにより、福祉サービスの質の向上を図りました。</p>	<p>前年度に実施した監査の指導事項の公表（件数および内容）や社会福祉法人の職員等を対象とした研修会を開催するなどにより、社会福祉施設等の適正な運営がおおむね確保されました。</p>
---------------------	--	--	----------	---	---	---	---	---

基本目標4 日常生活の場としての福祉のまちづくり

施策11 安心できるまちづくり

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
自主防災組織の育成強化	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。	防災安全対策課	新たに結成された自主防災組織に対して防災資機材の助成を行い、また、防災意識の高揚と啓発を目的に、未組織町内会を含め自主防災リーダー研修会を毎年4回実施したほか、地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。 なお未結成の町内会に対する結成促進が課題となっています。	B	防災意識の高揚と啓発を目的に、未組織町内会を含め自主防災リーダー研修会を実施したほか、地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。 また防災訓練等の活動実績のある連合町内会等にも連合町内会等を主体とした自主防災組織の設立の働きかけを行いました。	防災資機材の助成を15組織に行い、また、防災意識の高揚と啓発を目的に、未組織町内会を含め自主防災リーダー研修会を4回実施しました。また地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。	防災資機材の助成を13組織に行い、また、防災意識の高揚と啓発を目的に、未組織町内会を含め自主防災リーダー研修会を4回実施しました。また地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。	防災資機材の助成を18組織に行い、また、防災意識の高揚と啓発を目的に、未組織町内会を含め自主防災リーダー研修会を4回実施しました。また地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。	防災資機材の助成を17組織に行い、また、防災意識の高揚と啓発を目的に、誰でも参加できる自主防災リーダー研修会を4回実施しました。また地域における訓練や講習会に職員を派遣し、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めました。
要援護者の災害時避難支援	避難支援プランを策定し、災害時に避難支援が必要な高齢者や障がい者等を地域全体で支援する体制を整備します。	地域福祉推進室	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を平成21年度に策定し、それに基づき「避難支援対象者名簿」を地区の町内会長等に配布しました。また、各地区で説明会を開催し、モデル地区での名簿活用の取組を広めました。さらに、「災害対策基本条例」に基づく、情報提供を行うなどの支援により、地域における要援護者の支援体制整備を進めました。 なお、全地区での説明会開催と地域の取組支援、名簿登録への不同意者や集合住宅等町内会未加入者への支援が課題となっています。	B	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づく避難支援対象者名簿や個別避難支援プランに加え、秋田市災害対策基本条例による地域への要援護者把握用リストの取組を市内全地区で実施するため、地域福祉推進関係者連絡会や民生委員、町内会長および自主防災組織隊長を対象とした地区ごとの説明会を実施し、配布・協力を依頼するとともに、地区での避難支援の取組を支援しました。	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づく避難支援対象者名簿や個別避難支援プランに加え、秋田市災害対策基本条例による地域への要援護者リストの取組を市内すべての地区で実施するため、地域福祉推進関係者連絡会や民生委員、町内会長および自主防災組織隊長を対象とした説明会を22地区で実施し、配布、協力を依頼するとともに、地区での取組を支援しました。	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、避難支援対象者名簿を作成し、民生委員、町内会長および自主防災組織隊長に配布、協力を依頼しました。また、モデル地区における取組を市内すべての地区に広げため、12地区において、地区説明会を開催し、個別避難支援プランの作成など地区の取組を支援しました。	「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、避難支援対象者名簿を作成し、民生委員、町内会長および自主防災組織隊長に配布、協力を依頼しました。また、モデル地区（新屋、下新城、外旭川）において「避難支援対象者名簿活用の手引き」を配布し、個別避難支援プランの作成など地区の取組を支援しました。	第2次秋田市地域福祉計画の重点事業として、平常時における地域の要援護者の実態把握と、災害時に高齢者や障害者等が安全に避難できるよう、情報伝達および避難誘導など支援活動を進めていくための基本的な考え方として、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定しました。

<p>地域における除排雪体制の構築</p>	<p>高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民主体の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。</p>	<p>道路維持課</p>	<p>・市民協働の必要性については、毎年度道路除排雪の基本計画書を町内会長へ送付し、ハンドガイド式除雪機の貸し出し可能台数である12台のうちほぼ全台数を毎年貸出していることから、一定の成果を得たと考えられます。 ・25年度に燃料支給や小規模堆雪場の確保といった新たな制度を設けたことから、その状況を確認・精査し、継続して地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制の構築に努めることが必要です。</p>	<p>B</p>	<p>これまでの道路除排雪の基本計画を見直し、新たなゆき総合対策基本計画の策定に取り組み、これまでのハンドガイド式除雪機の貸し出し等に加え、個人所有の小型除雪機への燃料支給や、住宅街の空き地を住民のための小規模堆雪場として利用した場合の固定資産税減免制度を設け、地域住民による除排雪を支援するため新たな制度を設けることにしました。</p>	<p>市民協働の必要性を記載した道路除排雪の基本計画書を町内会長に送付するとともに、ホームページにも掲載するなど、市民が主体となった除排雪の必要性をPRしました。また、ハンドガイド式小型除雪機12台を町内会等に貸し出し、地域の除排雪作業の支援を行うことで、市民協働の除排雪体制を推進しました。</p>	<p>市民協働の必要性を記載した道路除排雪の基本計画書を町内会長に送付するとともに、ホームページにも掲載するなど、市民が主体となった除排雪の必要性をPRしました。また、ハンドガイド式小型除雪機等12台を町内会等に貸し出し、地域の除排雪作業の支援を行うことで、市民協働の除排雪体制を推進しました。</p>	<p>市民協働の必要性を記載した道路除排雪の基本計画書を町内会長に送付するとともに、ホームページにも掲載するなど、市民が主体となった除排雪の必要性をPRしました。また、秋田市道路除排雪活動支援小型除雪機械貸付要綱を新たに制定し、ハンドガイド式小型除雪機11台を町内会等に貸し出し、地域の除排雪作業の支援を行うことで、市民協働の除排雪体制を推進しました。</p>	<p>市民協働の必要性を記載した道路除排雪の基本計画書を町内会長に送付するとともに、ホームページにも掲載するなど、市民が主体となった除排雪の必要性をPRしました。また、ハンドガイド式小型除雪機12台を町内会等に貸し出し、地域の除排雪作業を支援し、市民協働の除排雪体制を推進しました。</p>
-----------------------	---	--------------	---	----------	---	--	---	--	---

消費者啓発	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を継続実施します。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。	市民相談センター	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、消費者団体などを対象に「消費生活出前講座」を継続実施しました。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の迅速な発信に努めました。	A	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、消費者団体などを対象に「消費生活出前講座」を継続実施しました。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の迅速な発信に努めました。	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を継続実施しました。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めました。	判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を実施し、啓発に努めました。また、全戸配布のフリーペーパーに消費者トラブル啓発広告を掲載するなど、情報提供に努めました。	老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を実施し、啓発に努めました。また、広報あきた等を活用して消費者トラブルの情報提供を行ったほか、消費者センターの案内パンフレットを全戸配布し啓発に努めました。
交通安全対策	交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、就学前の全ての子どもを対象とした幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室をさらに効果的に行うとともに、特に幼児については新たな教育の場の拡大に努めます。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。	交通政策課	幼稚園・保育所等で交通安全教室を開催したほか、在宅親子を対象に育児講座(出前保育)の一部で交通安全指導を行いました。小学生には、長期休業中を主に、児童館・児童センター等で交通安全指導を実施しました。高齢者に対しては、老人クラブや高齢者学級へ出向き、交通安全教室を開催したほか、高齢者の集う機会(市民スポーツ祭、健康教室等)を捉え、交通安全指導を実施しました。また、交通安全団体へ積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら交通安全活動を推進しました。	A	幼稚園・保育所等で交通安全教室を開催し、小学生には、長期休業中を主に、児童館・児童センター等で交通安全指導を実施しました。高齢者に対しては、老人クラブや高齢者学級へ出向き、交通安全教室を開催したほか、高齢者の集う機会(スポーツリーダー研修会、健康教室等)を捉え、交通安全指導を実施しました。また、交通安全団体へ積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら交通安全活動を推進しました。	幼稚園・保育所等で交通安全教室を開催したほか、在宅親子を対象に育児講座(出前保育)の一部で交通安全指導を行いました。小学生には、長期休業中を主に、児童館・児童センター等で交通安全指導を実施しました。高齢者に対しては、老人クラブや高齢者学級へ出向き、交通安全教室を開催したほか、高齢者の集う機会(スポーツリーダー研修会、健康教室等)を捉え、交通安全指導を実施しました。また、交通安全団体へ積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら交通安全活動を推進しました。	幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室のほか、子育て中の親子を対象とした交通安全教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を開催するとともに、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全の啓発活動に努めました。	幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室のほか、子育て中の親子を対象とした交通安全教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を開催するとともに、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全の啓発活動に努めました。
応急手当の普及、救急救命体制の整備	AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会の充実を努め、市民と一体となった救急救命活動を実施するとともに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努めます。	消防本部救急課	AEDが設置されている事業所の職員と町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施するとともに、女性消防団員を応急手当指導員および普及員に認定し、講習会を実施しました。この結果、平成21年度から平成25年上半年までの救命講習受講者数は延べ4,192人(4月～8月末)となり、心肺機能停止傷病者への市民による応急手当実施率は43.3%(4月～8月末)となっております。また、9月9日の救急の日や救急医療週間のイベントにおいて市民に対する応急手当の普及啓発活動に努めました。	A	AEDが設置されている事業所の職員と町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施しました。またAEDが設置されている事業所の職員や町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施しました。この結果、平成23年中の救命講習受講者数は12,086人、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当実施率は60.0%(平成23年中の全国応急手当実施率43.0%)となりました。また、救急医療週間や市民公開セミナーにおいて住民に対する応急手当の普及啓発活動に努めました。	女性消防団員に対し、応急手当指導員養成および普及員養成を実施し、応急手当指導員6名、普及員4名を認定しました。またAEDが設置されている事業所の職員や町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施しました。この結果、平成24年中の救命講習受講者数は9,444人、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当実施率は60.0%(平成23年中の全国応急手当実施率43.0%)となりました。また、救急医療週間や市民公開セミナーにおいて住民に対する応急手当の普及啓発活動に努めました。	AEDが設置されている事業所の職員や町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施したほか、消防団員に対する応急手当普及員の養成を行いました。この結果、平成22年中の救命講習受講者数は12,583人、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は56.7%となりました。また、救急医療週間や市民公開セミナーにおいて住民に対する応急手当の普及啓発活動に努めました。	AEDが設置されている事業所の職員や町内会、各種サークル、学校教育を対象とした応急手当の普及啓発活動を積極的実施したほか、消防団員に対する応急手当普及員の養成を行いました。この結果、平成21年中の救命講習受講者数は12,862人、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は62.8%となりました。また、救急医療週間や市民公開セミナーにおいて住民に対する応急手当の普及啓発活動に努めました。

地域防犯の強化	犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、防犯協会が行う防犯活動や町内会に対する防犯灯電気料等の助成を継続し、地域防犯活動を支援します。	生活総務課	犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、防犯協会が行う防犯活動や町内会に対する防犯灯電気料等の助成を継続し、地域防犯活動を支援した。	A	・各防犯協会に対して、活動費の交付を行いました。 ・町内会が管理している防犯灯の維持管理費の軽減を図るため、防犯灯電気料金等の助成を行いました。	・各防犯協会に対して、活動費の交付を行いました。 ・町内会が管理している防犯灯の維持管理費の軽減を図るため、防犯灯電気料金等の助成及び町内等から要望のあった防犯灯の新設を行いました。	・町内会が管理している防犯灯の維持管理費の軽減を図るため、防犯灯電気料金等の助成を行いました。 ・市内の防犯協会3団体に対し、防犯活動推進補助金を交付しました。	市内の防犯協会3団体に対し、防犯活動推進補助金を交付しました。	市内の防犯協会3団体に対し、防犯活動推進補助金を交付しました。また、市内170カ所に防犯灯を新設するとともに、1,017町内会に対して防犯灯の電気料と灯具交換補修費として、合計1億2,373万8,500円の助成金を交付しました。
水道メーター検針時におけるパトロール	水道メーター検針業務の実施にあたって、委託事業者(秋田管工事業協同組合)が、腕章の装着による犯罪抑制、不審者・不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動等による防犯パトロールに加え、環境パトロール、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。	お客様センター	水道メーター検針業務時に、委託事業者(秋田管工事業協同組合)が、腕章の装着による犯罪抑制、不審者・不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動等による防犯パトロールに加え、環境パトロール、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施しました。なお、社会福祉協議会と協議しひとり暮らし高齢者の対象人数を増やすことを検討しましたが、5人以外の希望者がいない現状です。	A	毎月の水道メーター検針業務において、不審者・不審車両の通報、登下校時の子供の見守り活動、環境パトロールを実施した結果、異常通報件数は0件でした。また、地域との連携による一人暮らし高齢者の見回りは、隔月5件、総数で15件の対象者宅の訪問を実施しました。なお、平成26年度からは業者変更予定です。	毎月の水道メーター検針業務において、不審者・不審車両の通報、登下校時の子供の見守り活動、環境パトロールを実施した結果、異常通報件数は0件でした。また、地域との連携による一人暮らし高齢者の見回りは、隔月5件、総数で30件の対象者宅の訪問を実施しました。	毎月の水道メーター検針業務において、不審者・不審車両の通報、登下校時の子供の見守り活動を実施した結果、異常通報件数は0件でした。ただし、環境パトロールでは4件の道路漏水を発見し通報しています。また、地域との連携による一人暮らし高齢者の見回りは、隔月5件、総数で30件の対象者宅の訪問を実施しました。	毎月の水道メーター検針業務において、不審者・不審車両の通報、登下校時の子供の見守り活動、環境パトロールを実施した結果、異常通報は0件でした。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りは、隔月5件、総数で30件の対象者宅の訪問を実施いたしました。	毎月の水道メーターの検針業務において、不審者・不審車両の通報、登下校時の子供見守り隊活動、環境パトロールを実施した結果、異常通報は0件でした。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りは、隔月5件、総数で30件の対象者宅の訪問を実施いたしました。
自殺予防総合対策	自殺者数の減少を図るため、自殺予防に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺予防対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組みを進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺予防対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺予防活動を展開します。	健康管理課	秋田市自殺総合対策事業を策定し、それに基づき、秋田市自殺対策関連事業を実施しました。秋田市自殺対策ネットワーク会議や県の補助金を活用した民間団体の活動支援により、民、学、官の連携の強化を図りました。高齢者や自殺未遂者対策としては、各部会を設置したほか、研修会を開催し関係機関の対応能力の向上を図りました。路線バスのラッピング広告や看板設置、ポスターの掲示、パンフレットの全戸配布、新聞広告などにより普及啓発に努めました。今後は、対象者に応じた実践的な取組が課題となっています。	B	秋田市自殺対策庁内連絡会議及び秋田市自殺対策ネットワーク会議により、庁内外の連携を図るとともに、県の緊急強化の補助金を活用した民間団体の活動支援により、総合的な自殺対策を展開しています。また、民生児童委員、学校関係者等を対象に、こころのケア相談セミナーを開催し、精神疾患等への対応能力の向上を図っています。さらに、路線バスを活用したラッピング広告やキャンペーンの実施及びパンフレットの配布等による自殺対策に関する意識啓発を行っています。	自殺対策ネットワーク会議に新たに自殺未遂者対策検討部会を位置づけ、推進体制を整備しました。また、高齢者や自殺未遂者に接する機会のある関係者を対象とした研修会を開催し、対応能力の向上を図りました。さらに、県の緊急強化の補助金を活用し、民間団体等の活動支援を行ったほか、路線バスを活用したラッピング広告や市庁舎看板の設置、医療機関等へのポスターの掲示などを実施し、普及啓発に努めました。	自殺総合対策大綱で示されている当面の重点施策に沿って推進しました。特に、「心のケア相談」の開催日数の増加や相談時間を延長するなど、相談体制の充実を図りました。また、自殺未遂者のケアに関する各種講習会などに、担当職員を派遣するとともに、自殺企図者に接する機会のある関係者を対象とした研修会を開催したことにより、対応能力の向上につながりました。さらに、国の地域自殺対策緊急強化交付金を活用し、民間団体等の活動支援を行ったほか、自殺対策啓発用のパンフレットを新たに作成し、秋田市内全戸配布を実施し、普及啓発に努めました。	21年度事業を継続実施したほか、民学官の共催による自殺予防対策街頭キャンペーンの開催や秋田市自殺対策キャンペーン普及・啓発事業として、テレビ番組の制作・放映を行い、市民への啓発活動の強化に努めました。また、自殺者の多い働き盛りの年代層向けのパンフレットを新たに作成し、支援のために活用しました。さらに、経済情勢の悪化に伴い、自殺者の増加が懸念されたことから、国が新たに造成した地域自殺対策緊急強化事業を活用し、民間団体等へ補助金を交付し、相談窓口等の強化に努めました。	20年度事業を継続実施したほか、自殺未遂者フォローアップ検討会議を立ち上げ、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、パンフレットによる啓蒙をはじめ、支援のあり方を検討しました。また、自死遺族等への講演会を通じ、そのケアのあり方など取り組みの強化を図るとともに、パンフレットを新たに作成し、支援のために活用しました。さらに、自殺者の増加が懸念されたことから、国が新たに造成した地域自殺対策緊急強化事業を活用し、民間団体等へ補助金を交付し、相談窓口等の強化に努めました。

施策12 バリアフリーの推進

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
住宅環境の整備	リーフレットの配布による情報提供や、事例紹介による意識の啓発、デベロッパーの意識の啓発、相談窓口の開設により、民間住宅のバリアフリー化の普及を図ります。市営住宅の建替えにあたっては、今後もバリアフリーに配慮した整備を図ります。	住宅整備課	平成21年度の比内町市営住宅の建て替えにおいて、エレベーターの設置、共用廊下および住戸廊下への手すり設置、住戸内の段差解消などを実現し、23年度には、横森市営住宅2号棟右階段室入口にスロープを設置するなど、バリアフリー化促進のための施策の展開や意識の啓発に努めました。	B	平成22年度策定した秋田市住生活基本計画策定に基づき、バリアフリー化促進のための施策の展開や意識の啓発を図りました。	平成22年度策定した秋田市住生活基本計画策定に基づき、バリアフリー化促進のための施策の展開や意識の啓発を図りました。	平成22年度策定した秋田市住生活基本計画策定に基づき、バリアフリー化促進のための施策の展開や意識の啓発を図りました。	平成22年度中に秋田市住生活基本計画策定の中で、バリアフリー化促進のための施策展開や意識の啓発方法を検討しました。	比内町市営住宅の建て替えにおいて、エレベーターの設置、共用廊下および住戸廊下への手すり設置、住戸内の段差解消などを実現し、バリアフリー化に配慮しました。
安全な歩行者空間の確保	高齢者、身体障がい者を含むすべての人の安全かつ円滑な通行を確保するために、新設する歩道については、3m以上の幅員となるように努め、既設の道路については、通行に支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造への改良を進めます。	道路建設課	豊かで充実した生活を実現する上で、誰もが制約や危険を感じない安全で快適な生活をするために、土崎駅前線ほか3路線の新設歩道における幅員3m以上の確保と、川尻広面線ほかの既設道路におけるバリアフリー化に努めました。	A	上半期の整備はありませんでした。	安全で円滑な歩行空間を確保するため、外旭川新川線、割山南浜線において幅員3m以上の歩道整備と、川尻広面線ほかの既設道路におけるバリアフリー化に努めました。	安全で円滑な歩行空間を確保するため、外旭川新川線、割山南浜線において幅員3m以上の歩道整備と、川尻広面線ほかの既設道路におけるバリアフリー化に努めました。	豊かで充実した生活を実現する上で、誰もが制約や危険を感じない安全で快適な生活をするために、土崎中央六丁目2号線の新設歩道における幅員3m以上の確保と、川尻広面線ほかの既設道路におけるバリアフリー化に努めました。	豊かで充実した生活を実現する上で、誰もが制約や危険を感じない安全で快適な生活をするために、土崎駅前線ほか3路線の新設歩道における幅員3m以上の確保と、川尻広面線ほかの既設道路におけるバリアフリー化に努めました。
公共施設等のバリアフリー化の促進	段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医療施設、集会所、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などのバリアフリー化を促進します。	都市計画課	市が補助金を交付し、JR土崎駅舎にエレベーターが設置されました。平成23年6月に「秋田市バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区の道路や公園などのバリアフリー化が進められています。	B	市民にバリアフリーに関する情報を提供するため、「歩道の消融雪マップ」の作成に着手しました。「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた心のバリアフリーの取組として、夏休み親子バリアフリー教室を開催しました。	「秋田市バリアフリー基本構想」に位置づけた特定事業等の進捗を図りました。	「秋田市バリアフリー基本構想」を策定しました。また、市からの補助金を活用し、土崎駅舎にエレベーターが設置されました。	平成22年度に「秋田市バリアフリー基本構想」を策定しました。また、土崎駅舎に市の補助金を活用したエレベーター設置が進められています。	公共施設等のバリアフリーに関する現状と課題を整理し、鉄道駅周辺にある公共公益施設の立地状況を調査しました。また、土崎駅舎にエレベーターを設置するための補助金をJR東日本に交付しました。

施策13 自立生活の支援

取組	取組の方向	所管課	21～25年度取組状況まとめ	評価	25年度上半期取組状況	24年度取組状況	23年度取組状況	22年度取組状況	21年度取組状況
市民の健康づくりの推進	各種健康事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の各種検診の実施に際しては、実施方法や周知方法を改善し、より多くの市民が受診できるよう努めます。	保健予防課	地域等で行う健康教育、健康相談の機会を通して、がんや生活習慣病予防のための食生活や運動などについて普及啓発しました。また、健診ガイドの市内全世帯へ配布したほか、がん検診無料クーポン券の送付、個別通知による受診勧奨等に努めました。	B	地域等において、がんや生活習慣病予防についての健康教育や健康相談を実施しました。また、健診ガイドを市内全世帯へ配布したほか、がん検診無料クーポン券の送付、個別通知による受診勧奨等に努めました。	地域等で行う健康教育、健康相談の機会を通じて、がんや生活習慣病予防の知識について普及啓発しました。また、がん検診等受診率向上のため、健診ガイドを市内全世帯およびコンビニ、金融機関、薬局、企業等へ配布したほか、がん検診無料クーポン券の送付、個別通知による受診勧奨等に努めました。	地域等で行う健康教育、健康相談の機会を通じて、がんや生活習慣病予防の知識について普及啓発しました。また、がん検診等受診率向上のため、健診ガイドを市内全世帯およびコンビニ、金融機関、薬局、企業等へ配布したほか、がん検診無料クーポン券の交付、個別通知による受診勧奨、検診期間の拡大等に努めました。	地域等で行う健康教育、健康相談の機会を通じて、がんや生活習慣病予防の知識について普及啓発しました。また、がん検診等受診率向上に向け、健診ガイドを全世帯に配布したほか、新たにコンビニ、金融機関、薬局等への設置および事業所への配布を行い、検診の周知を強化しました。併せて個別通知による受診勧奨、実施期間の延長等に努めました。	健康教育・健康相談の機会を通して、がんや生活習慣病予防の知識について普及啓発したほか、健診ガイドの全戸配布や個別通知による受診勧奨を実施したほか、日曜健診や健診会場の拡大に努めました。
健康づくり・生きがいづくり支援事業	地区社会福祉協議会が自主的に行う高齢者の健康づくり・生きがいづくり支援事業を支援し、介護予防を推進します。	長寿福祉課	秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会が自主的に実施している取組に対して助成し、介護予防を推進しました。	B	秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会の取組に対して助成しました。	秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会の取組に対して助成しました。	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会に対して助成しました。	地区社会福祉協議会が地域の実情に応じて、主に65歳以上の高齢者を対象に軽スポーツ、趣味活動等の健康づくり・生きがいづくり事業を行いました。市は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会に対して助成しました。	地区社会福祉協議会が地域の実情に応じて、主に65歳以上の高齢者を対象に実施した軽スポーツ、趣味活動等の健康づくり・生きがいづくり事業を行いました。市は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいづくり支援事業を通じ、地区社会福祉協議会に対して助成しました。
勤労者福祉雇用推進事業	高齢者・障がい者の雇用の促進と安定を図るため、市民・事業者へのPR活動を継続するほか、国・県等の関係機関との連携の強化に努めます。	商工労働課	22年度まで市庁舎に啓発用の看板を設置しPRに努めましたが、平成22年度事務事業評価結果に基づき、事業廃止となりました。	A			平成22年度事務事業評価結果に基づき、事業廃止となりました。	9月と10月に市庁舎に啓発用の看板を設置しPRに努めました。また、国・県等の関係機関と連携をとりながら雇用の促進と安定を図りました。	9月と10月に市庁舎に啓発用の看板を設置しPRに努めました。また、国・県等の関係機関と連携をとりながら雇用の促進と安定を図りました。
高齢者就業機会確保事業	定年退職後の高齢者が、補完的・短期的な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実に努めることを目的として、(社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。	商工労働課	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのため、(一社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付するとともに、安定経営を目指すために22年度から無利子貸付および職員派遣を行いました。	A	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのため、(一社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付するとともに、安定経営を目指すために無利子貸付および職員派遣を行いました。	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのための(社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付するとともに、安定経営を目指すために無利子貸付を行いました。	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのための(社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付するとともに、安定経営を目指すために無利子貸付を行いました。	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのための(社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付するとともに、安定経営を目指すために無利子貸付を行いました。	高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりのための(社)秋田市シルバー人材センターの運営に対し、補助金を交付しました。

移動手段 (公共交通) の確保	秋田市公共交通政策ビジョンに基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。	交通政策課	郊外部における路線バス廃止に伴う地域住民の移動手段を確保するため、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を開始しました。 また、マイタウン・バスの運行にあたっては、各地域の代表者や利用者で構成する運行協議会において、利用状況を勘案しながら運行内容を協議しており、これまで、北部線、南部線、東部線において総合病院や公共施設まで路線を延伸するなど、利便性向上に努めています。 中心部については、バス事業者に対し、補助要綱に基づき、運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。	A	郊外部では、引き続き、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行しました。 中心部では、バス事業者に対し、適正な補助を継続し、生活バス路線の維持を図ります。	郊外部では、引き続き、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行しました。 中心部では、バス事業者に対し、補助要綱に基づき運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。 また、7月1日より北部線、南部線、東部線において総合病院や公共施設まで路線を延伸するなど、利便性向上に努めています。 中心部については、バス事業者に対し、補助要綱に基づき、運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。	郊外部における路線バス廃止に伴う地域住民の移動手段を確保するため、引き続き、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行するとともに、4月1日より外旭川笹岡地区において、マイタウン・バス笹岡線の運行を開始しました。 また、7月1日より北部線、南部線、東部線において総合病院や公共施設まで路線を延伸するなど、利便性向上に努めています。 中心部については、バス事業者に対し、補助要綱に基づき、運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。	郊外部における路線バス廃止に伴う地域住民の移動手段を確保するため、引き続き、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行するとともに、10月1日より河辺・雄和地域においてマイタウン・バス南部線の運行を開始しました。 マイタウン・バス南部線および平成22年4月より運行予定のマイタウン・バス東部線の運行内容の検討にあたっては、地域関係者や利用者で構成する地域公共交通研究会を設置し、市民の意見の反映に努めました。 また、中心部については、バス事業者に対し、補助要綱に基づき、運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。	郊外部における路線バス廃止に伴う地域住民の移動手段を確保するため、引き続き、秋田市マイタウン・バス西部線、北部線を運行するとともに、10月1日より河辺・雄和地域においてマイタウン・バス南部線の運行を開始しました。 マイタウン・バス南部線および平成22年4月より運行予定のマイタウン・バス東部線の運行内容の検討にあたっては、地域関係者や利用者で構成する地域公共交通研究会を設置し、市民の意見の反映に努めました。 また、中心部については、バス事業者に対し、補助要綱に基づき、運行にかかる経費の一部を補助し、生活バス路線の維持を図っています。
高齢者コインバス事業	高齢者が増加している現状を踏まえ、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりを支援するため実施している高齢者バス優遇乗車助成事業の実施方法や助成内容について検討していきます。	長寿福祉課	平成23年10月から、満70歳以上のかたを対象に、市内一乗車100円で利用できる高齢者コインバス事業を開始しました。また、平成25年10月からは対象年齢を2歳引き下げ、満68歳以上のかたがコインバス事業を利用できるようになりました。	B	平成25年10月からの対象年齢の引き下げに伴い、窓口での混乱を避けるため、会場を設け事前交付を実施しました。	高齢者の社会参加と生きがいづくり支援のため、高齢者コインバス事業を継続するとともに、アンケートを実施し、利用者の実態把握に努めました。	高齢者の外出機会を増やし、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、23年10月から70歳以上の高齢者が100円で市内路線バスを利用できる高齢者コインバス事業を開始しました。	高齢者の社会参加促進および利用促進を図るため、既存事業を見直し、新たに高齢者が100円定額の運賃でバスに乗り得る制度について、市と中央交通で協議を重ね、平成23年10月から70歳以上の高齢者が100円で市内路線バスを利用できる高齢者コインバス事業を開始することとなりました。	高齢者の社会参加の促進を図るため、満70歳以上の高齢者に対し、バス料金の一部を助成することにより、外出を促進し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援しました。
障がい者バス運賃助成事業	障がい者の交通手段等の実態や将来的な変化に対応した「福祉特別乗車証」の交付をすることにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。	障がい福祉課	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。	A	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。	障がい者に対して、福祉特別乗車証を交付し、通院等の交通費軽減と積極的な社会参加を促しました。
福祉有償運送	公共交通機関の状況等を勘案しながらNPO等が実施する福祉有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。	障がい福祉課、長寿福祉課	公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。	B	(障がい福祉課) 公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。 (長寿福祉課) サービスの内容を周知するため、民間で行っている高齢者向けサービス等について、介護保険外の送迎サービスとして掲載した冊子を配布するとともに、冊子の内容をホームページに掲載し、情報発信に努めました。	(障がい福祉課) 公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。また、民間で行っている高齢者向けサービス等をまとめた冊子に、介護保険外の送迎サービスとして掲載し、地域包括支援センターや介護サービス事業所等へ配付し周知に努めました。また、冊子の内容は、ホームページへも掲載し、情報発信に努めました。 (長寿福祉課) サービスの内容を周知するため、民間で行っている高齢者向けサービス等について、介護保険外の送迎サービスとして掲載した冊子を配布するとともに、冊子の内容をホームページに掲載し、情報発信に努めました。	公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。また、民間で行っている高齢者向けサービス等をまとめた冊子に、介護保険外の送迎サービスとして掲載し、地域包括支援センターや介護サービス事業所等へ配付し周知に努めました。また、冊子の内容は、ホームページへも掲載し、情報発信に努めました。	公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。	公共交通機関の状況等を勘案しながら、NPO等が実施する福祉有償運送により、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の交通手段を確保しました。

高齢者軽度生活援助事業	秋田市シルバー人材センターの軽度生活援助員が、ひとり暮らし高齢者などの日常生活上の軽易な作業(外出の付き添い、食材の買い物、草取り、窓拭き、雪寄せなど)を行い、自立生活を支援します。	長寿福祉課	高齢者に生活援助員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことで在宅一人暮らし高齢者等の自立した生活と行えるよう支援しました。	B	地域包括支援センターや民生委員を通じて周知するよう努めました。また、地域包括支援センターを通じて、当該事業が必要と認められる高齢者には、利用できるよう支援しました。また、平成24年度の豪雪にたいして、雪寄せの要望が大幅に増加したことに伴い、週一回の利用制限を週二回に利用出来るようにしています。	地域包括支援センターや民生委員を通じて高齢者向きパンフレット配布により、周知するよう努めました。また、地域包括支援センターを通じて、当該事業が必要と認められる高齢者には、利用できるよう支援しました。	本事業の目的や有効活用について、広報あきたにより、周知するよう努めました。また、地域包括支援センターを通じて、当該事業が必要と認められる高齢者には、利用できるよう支援しました。	本事業の目的や有効活用について、広報あきたにより、周知するよう努めました。また、地域包括支援センターを通じて、当該事業が必要と認められる高齢者には、利用できるよう支援しました。	本事業の目的や有効活用について、広報あきたにより、周知するよう努めました。また、地域包括支援センターを通じて、当該事業が必要と認められる高齢者には、利用できるよう支援しました。
市営住宅における入居要件の緩和	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居希望にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)、および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上でた場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障がい者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。	住宅整備課	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等の低層階への住み替えや優先入居を継続的に実施し便宜を図るとともに、平成21年度には新屋比内市営住宅に車いす世帯用住居を8戸整備しました。また、高齢者や障がい者等の入居募集の際の入居要件の緩和について、平成24年度に条例を改正し、入居収入基準の上限を増額しております。	B	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等の低層階への住み替えに引き続き配慮するとともに、高齢者や障がい者の入居募集の際の入居要件の緩和や優先入居を継続します。 平成25年度上半期の実績 優先入居募集戸数 41戸 住み替え入居戸数 0戸	市営住宅に入居している高齢者や障がい者等の低層階への住み替えを実施するとともに、高齢者や障がい者の入居募集の際の入居要件の緩和や優先入居を実施しました。また、高齢者や障がい者の入居収入基準の上限を21万4千円から25万9千円に緩和するため条例改正を行いました。 平成24年度の実績 優先入居募集戸数 41戸 住み替え入居戸数 3戸	入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮するとともに、高齢者や障がい者の入居募集にあたっては、入居要件の緩和および優先入居を実施しました。 平成23年度の実績 優先入居募集戸数 32戸 住み替え入居戸数 2戸	入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮するとともに、高齢者や障がい者の入居募集にあたっては、入居要件の緩和および優先入居を継続します。	入居している高齢者や障がい者等には、低層階への住み替え入居を3件実施しました。また、高齢者や障がい者の入居募集にあたっては、入居要件の緩和および優先入居を継続するとともに、新屋比内町市営住宅に車いす世帯用住居8戸を整備し、新規募集を行いました。